

田原市環境保全計画

改訂版



令和 6 年 3 月(中間改訂)

田 原 市



平成 17 年 10 月 1 日制定

市章デザインの主旨

緑豊かな「渥美半島」を黄緑色、「澄んだ空と美しい海」を青い横縞で市が目指す田園都市をイメージしました。また、中央の円は「三河湾」で調和、全体の形は半島の矢印により活力・前進を表し、うるおいと活力が共生する新都市をイメージしています。



市の花
菜の花

平成 17 年 10 月 1 日制定



市の木
くすのき

平成 17 年 10 月 1 日制定

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画改訂の背景.....	1
2. 計画の目的.....	3
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の対象範囲.....	4
第2章 目標とする環境像と分野別環境像.....	5
1. 目標とする環境像.....	5
2. 分野別環境像.....	6
第3章 施策の展開.....	9
1. 豊かな自然を育み、自然と共存するまち(田原市生物多様性地域戦略).....	10
1-1 ふるさとの自然を守る.....	18
1-2 自然の持続可能な利用を推進する.....	21
1-3 自然とのふれあいを推進する.....	23
1-4 環境保全に係る仕組みを充実する.....	25
2. 環境との調和を図った地球温暖化対策を進めるまち.....	28
2-1 脱炭素社会を実現する.....	29
3. 資源を大切にし、循環させるまち.....	33
3-1 ごみの少ないまちをつくる.....	33
3-2 資源の循環を確保する.....	42
4. 健全で快適に暮らせるまち.....	45
4-1 事業所とともに環境対策を行う.....	45
4-2 環境を監視する.....	49
4-3 きれいな水を守る.....	55
4-4 マナーを守って暮らす.....	58
4-5 緑あふれるまちをつくる.....	59
第4章 計画の推進.....	65
1. 市民・事業者・市の協働体制の構築.....	65
2. 推進体制.....	66
3. 計画の進行管理.....	67
参考資料.....	73

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画改訂の背景

本市は、市域の多くを三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園に指定され、海と山に囲まれた美しい自然環境を有しており、中でも蔵王山、伊良湖岬、大石海岸（太平洋ロングビーチ）などは、大勢の観光客が訪れる景勝地となっています。

環境施策の面では、平成8年（1996年）12月に環境基本条例を、そして平成10年度（1998年度）に環境保全計画を定め、環境保全に関する施策を推進してきました。

また、平成15年度（2003年度）に「たはらエコ・ガーデンシティ構想」が環境共生まちづくりの全国モデルに選定されたことを契機として、渥美半島の豊かな自然を背景に、風力や太陽光などの自然エネルギーを活用したまちづくりを進めてきました。

こうした中、国際的には2つの大きな出来事がありました。1つは、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されたことです。この2030アジェンダは、先進国を含む全ての国が取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に盛り込まれた「持続可能な開発目標（SDGs）」には、世界中の誰一人取り残さない持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットが設定されています。

もう1つは、令和2年（2020年）10月に、国は2050年までにカーボンニュートラル^{*}の実現を目指すことを宣言し、令和3年（2021年）4月の地球温暖化対策推進本部会議では2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46パーセント減とする方針を打ち出し、直後の気候変動サミットで世界に表明するなど、国としての脱炭素への方針を国内外に示しました。本市においては、令和3年（2021年）1月に、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「たはらゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、環境との調和を図ったこれまでの地球温暖化対策を継承しつつ、市民、事業者、行政が脱炭素社会の実現に向けた持続可能な地域づくりを進めております。

一方、国内においても以前は大きな問題であった工場等からの大気汚染や水質汚濁等のいわゆる「公害」に代わり、事業所や一般家庭から出されるごみの増加、山林等への不法投棄、プラスチックごみによる海洋汚染、化学物質による環境リスク、干潟や自然海岸の減少や外来生物による生態系への影響など、新しい、あるいはこれまで顕在化していなかった事が大きな問題となりつつあります。

これらの環境問題は、今日の私たちの生活を支えてきた社会経済活動や生活様式に起因しており、地球規模の空間的広がりや次世代にも渡る時間的広がりをもっています。

本市においても複雑化・多様化する環境問題と国が推進する「サーキュラーエコノミー（循環経済）^{*}」、「ネイチャーポジティブ（自然再興）^{*}」、「30by30^{*}」といった社会状況の変化に対応するためには、総合的かつ計画的な取り組みを推進していく必要があります。

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築して、人と自然が共生できる環境都市を実現するため、「田原市環境基本条例」に基づき、環境に関する基本的な方針と市民・事業者・

市の各主体が担う具体的な取り組みを明らかにする総合的な計画として、田原市総合計画との整合や社会動向の変化、直近の環境問題等に対応した計画になるよう、環境保全計画の中間見直しを行いました。



※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを意味します。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※サーキュラーエコノミー(循環経済)：従来の3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

※ネイチャーポジティブ(自然再興)：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。2030年までに「ネイチャーポジティブ」を実現することが、2050年ビジョンの達成に向けた短期目標です。「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携し取り組んでいます。

※30by30：2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

2. 計画の目的

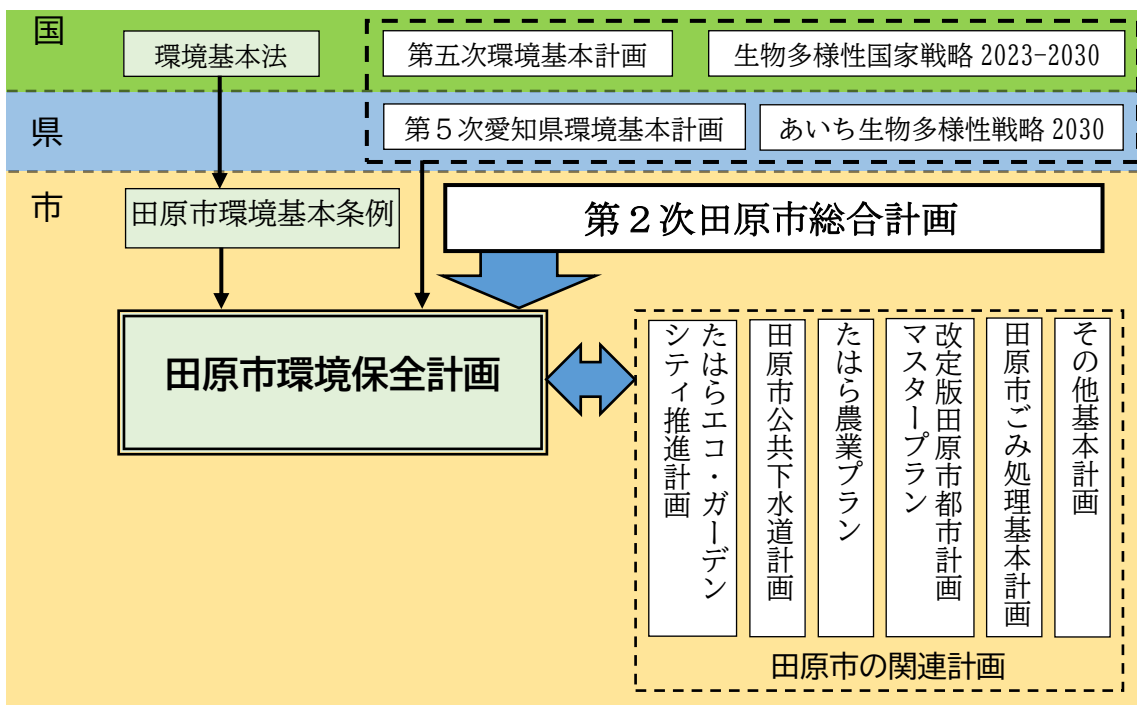
田原市環境基本条例第7条では、環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり次の3つの事項を挙げています。

- 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境が確保されること。
- 森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- 地域の歴史的、文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

本計画は、田原市環境基本条例で定める「望ましい環境の姿」を実現するための長期的な目標及び施策の方向と、田原市総合計画の基本計画で定める施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることを目的としています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、田原市環境基本条例第8条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する総合的、計画的な施策を推進するための指針となる計画です。本計画は、田原市総合計画に基づく環境面での基本計画であるとともに、他の個別計画においても、環境面における基本的な方向を示す指針となっています。



4. 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までとしますが、社会経済動向の変化や新たな環境保全上の課題に対応するため今後必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は市内全域とし、変わりゆく社会経済活動や複雑化・多様化する環境問題等に対応するために、計画の施策に関連するすべての分野を対象範囲とします。

また、計画の有効性を高めるためには、市民・事業者・市が手を携えてそれぞれの責任で行動し、「みんなでつくる美しいまち」の実現に向け取り組む必要があります。田原市環境基本条例では市民・事業者・市の責務を以下のように定めています。

なお、本計画での「市民」には、地域コミュニティやNPO法人等の各種団体も含まれません。

■市民の責務

- ・市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

■事業者の責務

- ・事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

■市の責務

- ・市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
- ・市は、施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みが必要とされる場合には、国、県、近隣市町村その他関係機関と協力して行うよう努めるものとする。

第2章 目標とする環境像と分野別環境像

1. 目標とする環境像

私たちの住む渥美半島は、太平洋と三河湾に接した細長い半島で、多様な自然環境と温暖な気候に恵まれた自然豊かな土地です。

また、市のシンボルで全ての命の源である海と多様な生物の生息環境となっている川・ため池・湿地・森林・農地等を健やかに保つことで、本市の豊かな自然環境を次の世代に残すことを目指します。

田原に住み、働き、あるいは訪れる人々が自ら、そして手を携えて環境を保全し、創出するために、以下の環境像を目標として設定します。

豊かな自然を育み ともに生きる

ガーデンシティ 田原



2. 分野別環境像

目標とする環境像を実現するために、以下の分野別環境像を設定し、それぞれの分野における目標を達成することを目指します。

- ① 豊かな自然を育み、自然と共存するまち
- ② 環境との調和を図った地球温暖化対策を進めるまち
- ③ 資源を大切にし、循環させるまち
- ④ 健全で快適に暮らせるまち

分野別環境像1

「豊かな自然を育み、自然と共存するまち」(田原市生物多様性地域戦略※)

本市は、美しい海や山など自然環境に恵まれています。こうした地域を保護し、自然を学ぶことができるように指定されたのが自然公園であり、本市の大部分が三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園に指定されています。太平洋岸にはアカウミガメが産卵のため上陸する表浜が伸び、蔵王山などの山地、農業用のため池や河川、汐川干潟などの水辺環境、農地など、半島特有の様々な自然が存在し、それぞれの環境特性に応じて多様な生態系が形成されています。これらの自然は、生命の源であり、私たちの生活にとってもかけがえのないものです。

そこで、本市では「豊かな自然を育み、自然と共存するまち」をテーマにした「田原市生物多様性地域戦略」を本計画に位置付けています。

そして、ふるさとの自然を将来にわたって保全や適切な管理をし、市民や地域コミュニティ、NPO法人、事業者等の保護活動と連携して「豊かな自然を育み、自然と共存するまち」を次の世代に伝えることを目指します。

■ 施策の方向性

- (1) ふるさとの自然を守る
- (2) 自然の持続可能な利用を推進する
- (3) 自然とのふれあいを推進する
- (4) 環境保全に係る仕組みを充実する



※生物多様性地域戦略:生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であり、生物多様性基本法(平成20年6月施行)において、地方公共団体が策定することが努力義務として規定されている。

分野別環境像2

「環境との調和を図った地球温暖化対策を進めるまち」

環境負荷が少なく災害に強い地域づくり、地域資源の活用、活発な産業と豊かな生活の実現、世代を超えて引き継ぐ地域づくりを推進し、環境と共生する豊かで持続する地域づくりを目指します。

また、本市の豊富な日照時間や良好な風況を利用した再生可能エネルギーの有効活用や、省エネルギーの推進など、環境との調和を図ったこれまでの地球温暖化対策を継承しつつ、市民・事業者・行政が脱炭素社会の実現に向けた持続可能な地域づくりを進めることにより、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「たはらゼロカーボンシティ」を目指します。

■ 施策の方向性

- (1) 脱炭素社会を実現する

分野別環境像3

「資源を大切にし、循環させるまち」

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会・経済活動から脱却し、環境負荷を低減する循環型社会の実現が求められています。

私たちには、地球と私たち自身の生命を守るため、自分たちにもたらされたすべてのものを資源として大切にし、未来へつないでいく義務があります。

そこで、市民・事業者・市のそれぞれが、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用により一層取り組むとともに、ごみ処理の適正化を推進し、循環型社会の実現を目指します。

■ 施策の方向性

- (1) ごみの少ないまちをつくる
- (2) 資源の循環を確保する

分野別環境像4**「健全で快適に暮らせるまち」**

本市は、寺社や文化財等の田原藩城下町の面影を残す街並み、里山や農地、公園・緑地等の緑あふれる景観、伊良湖岬等市内に点在する観光資源等を有する側面がある一方で、全国でも有数の農業地帯であり、かつ臨海工業地帯に位置する大規模製造業を中心とした工業都市でもあるという側面を持っています。これらの産業に関連して、畜産をはじめとする農業や工業に起因する悪臭問題や水質汚濁、土壌汚染、自動車交通の増加に伴う騒音等、環境づくりの面から課題が見られます。また、私たちの日常生活から排出される生活排水等が、河川や海域の水質汚濁の原因の一つとなっています。

美しく安らぎのある景観を保ち、うるおいのある快適なまちづくりを進めるため、歴史的・文化的資源や公園・緑地等をネットワーク化し、愛着ある街並みづくりに活かすとともに、きれいな空気や水のもとで、安心して快適に暮らすことができるように、人々の生活や事業活動を営んでいくことが必要です。

これらのことから、総合的な環境保全対策を推進するとともに、美しく安らぎのある景観を保つことで、人々の健康を守り、快適な生活環境の確保を目指します。

■ 施策の方向性

- (1) 事業所とともに環境対策を行う
- (2) 環境を監視する
- (3) きれいな水を守る
- (4) マナーを守って暮らす
- (5) 緑あふれるまちをつくる

第3章 施策の展開

本章では、第2章に示した分野別環境像を実現するため、施策の方向性と基本施策を示して、それぞれ環境の現況と課題及び具体的な施策を明らかにしています。なお、本市の環境の現状と課題を踏まえて、重点的に取り組むべき施策については、＜重点＞と記し、市民・事業者・市の役割分担についても示しました。

分野別環境像	施策の方向性	基本施策	
1. 豊かな自然を育み、自然と共存するまち (田原市生物多様性地域戦略)	1-1 ふるさとの自然を守る	(1) 優れた自然環境の保全 (2) 渥美半島の特徴的な動植物の保全 (3) 身近な自然環境の保全	
	1-2 自然の持続可能な利用を推進する	(1) 農林水産業の振興を通じた自然環境の保全 (2) 体験型観光の推進を通じた自然環境の保全	
	1-3 自然とのふれあいを推進する	(1) 自然とふれあう場の再生 (2) 自然とふれあう場の創出と利活用の推進	
	1-4 環境保全に係る仕組みを充実する	(1) 環境学習の推進 (2) 市民・事業者・行政の連携体制の整備	
2. 環境との調和を図った地球温暖化対策を進めるまち	2-1 脱炭素社会を実現する	(1) 脱炭素エネルギーの導入推進 (2) エコライフの推進 (3) 環境面での優位性を持つ産業基盤構築の推進 (4) コンパクトシティの推進	
		3-1 ごみの少ないまちをつくる	(1) 廃棄物の減量推進 (2) 廃棄物の再使用・再資源化 (3) 廃棄物の適正処理 (4) 廃棄物の散乱防止
			3-2 資源の循環を確保する
		4. 健全で快適に暮らせるまち	4-1 事業所とともに環境対策を行う
4-2 環境を監視する	(1) 大気汚染の監視 (2) 水質汚濁の監視 (3) 騒音・振動の監視		
	4-3 きれいな水を守る		(1) 生活排水対策 (2) 海域・河川浄化に関する意識啓発
4-4 マナーを守って暮らす	(1) 近隣公害対策		
4-5 緑あふれるまちをつくる	(1) 快適な景観の形成 (2) 歴史・文化の保全 (3) 公園・緑地の確保		

1. 豊かな自然を育み、自然と共存するまち（田原市生物多様性地域戦略）

●本市の自然環境の現況・課題等

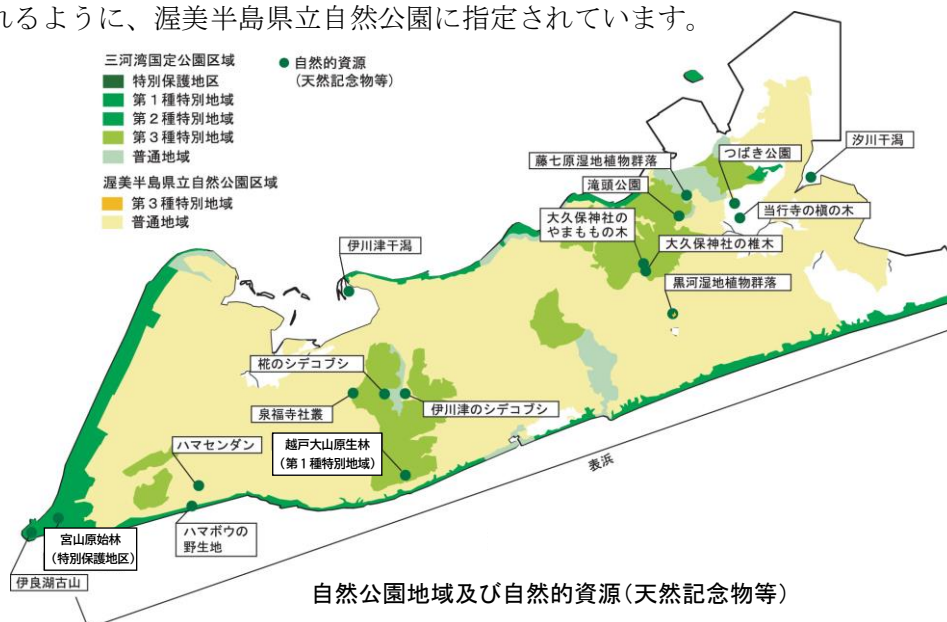
・陸域の自然環境

本市には伊良湖岬近くの宮山原始林（国指定天然記念物）、表浜に面した越戸大山原生林等を中心とした原生林が残されています。渥美半島内にある黒河湿地には、シデコブシやヤチヤナギ等の貴重な植物が生育し、沼地はハッコウトンボやヤマトサンショウウオ等の生息地となっています。黒河湿地以外にも藤七原、伊川津等にこの地方にのみ自生するシデコブシの大きな群落があり、国や県又は市の天然記念物として保護されています。



桜のシデコブシ自生地(伊川津町)

また、本市は三河湾国定公園の一部に指定されています。その中でも宮山原始林は特別保護地区の指定を受け、大山中腹部の越戸大山原生林は第1種特別地域、伊良湖地区、西ノ浜、三河湾沿岸部の一部や姫島、太平洋岸、蔵王山東麓が第2種特別地域、蔵王山、衣笠山等の田原地域の山地、サンテパークたはら北側の山地、大山を中心とする山地、初立池周辺の山地等が第3種特別地域に指定されています。市内の内陸部も三河湾国定公園に囲まれるように、渥美半島県立自然公園に指定されています。



愛知県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」において指定希少野生動植物種に指定されているハギクソウの自生地（伊良湖町古山、小中山町一膳松）は同条例に基づき生息地等保護区に指定されています。



ハギクソウの自生地(伊良湖町古山)

・海の自然環境

渥美半島の三河湾側には、日本でも最大級の干潟である汐川干潟（約 280ha）と福江干潟（約 870ha）があることが特筆されます。

干潟は様々な生き物や植物が生息・生育する場として大切な役割を果たしているだけでなく、生物資源の生産のほか、水質浄化など干潟の有用な働きが高く評価されています。

また、渥美半島の表浜（太平洋）側には、広い砂浜と海食崖が続き、多様な海浜植物や海岸林が分布しています。愛知県指定希少野生動植物であるアカウミガメの産卵場所にもなっており、多種多様な動植物の生息・生育地となっています。

一方で、一部の海岸では漂砂の供給不足による砂浜の縮小や海岸浸食が見られる他、海岸漂着ごみ等の課題があり、生態系に配慮した海岸整備や海岸清掃活動の推進が必要です。



汐川干潟



百々海岸(六連町)

・河川の自然環境

河川についてみると、福江地区を流れる免々田川には、アユやウナギ、ハゼの仲間やモクズガニなど、一生のうちに川と海を往復する生き物が数多く生息しています。これは、河口域に豊かな浅海が広がり、川と海が一体となった生態系が維持されていることの証しです。また、免々田川を取り囲むように連なる山々からは、そこに降った雨がいくつもの小川となって本流へ注いでいます。そして、これらの支流域には、絶滅危惧種のミナミメダカやホトケドジョウなどが生息しています。



免々田川で捕獲したアユ

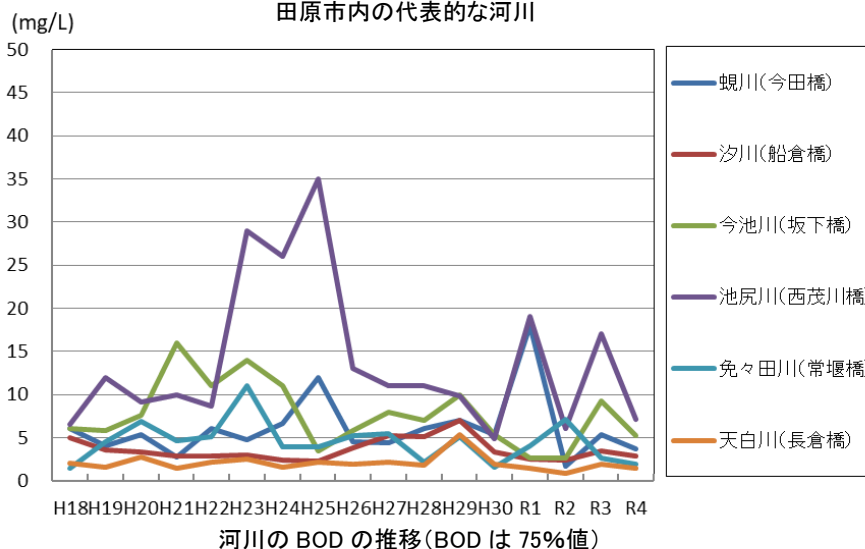
市内の代表的な河川の BOD^{*} (BOD は 75% 値) の推移は、下記に示すとおりです。

環境基準の設定がある汐川の船倉橋の環境基準は 10mg/L 以下で、平成 17 年度 (2005 年度) 以降基準を満たしており、その他の河川についても概ね 10mg/L 以下で推移しています。(平成 29 年 (2017 年) 3 月 31 日付けで汐川の環境基準は 8mg/L に見直されています。)

一方で、池尻川については、水質汚濁が平成 23 年度頃から顕著にみられ、原因の究明と水質保全対策を行った結果、近年では改善傾向にあります。引き続き河川の監視が必要です。



田原市内の代表的な河川



なお、BOD と住んでいる魚や水の用途との関係としては、BOD が 5mg/L を超えるとほとんどの魚が繁殖できなくなり、水の用途は工業用水に限られる（飲料水としては使用できない）こととなります。令和4年度（2022年度）の年平均値で見ると、25か所の調査地点のうち、魚の生息できる水質（BOD が 5mg/L 以下）であったのは 16 か所で、9 か所の BOD が 5mg/L を超過しました。

・農地の自然環境

本市の農業は、恵まれた温暖な気候を活かしながら発展してきました。特に、昭和43年（1968年）の豊川用水の全面通水以降、大規模な生産基盤の整備が進められ、生鮮野菜類の産地化と温室・畜産団地などの造成により全国でも有数の農業先進地域となっています。

また、芦ヶ池農業公園（サンテパーク田原）は、農業・観光の交流拠点として多くの入園者で賑わうだけでなく、市民農園や農業収穫体験など、市民が気軽に農業を体験できる機会の提供を通じ、農業の魅力を伝えています。



芦ヶ池農業公園(サンテパーク田原)での農業体験

しかし、担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う遊休農地の増加などが問題となっています。小規模な農地や灌漑設備がない、接道がないなどの農地は、耕作条件に制約があるため、農地の再整備が必要となっています。



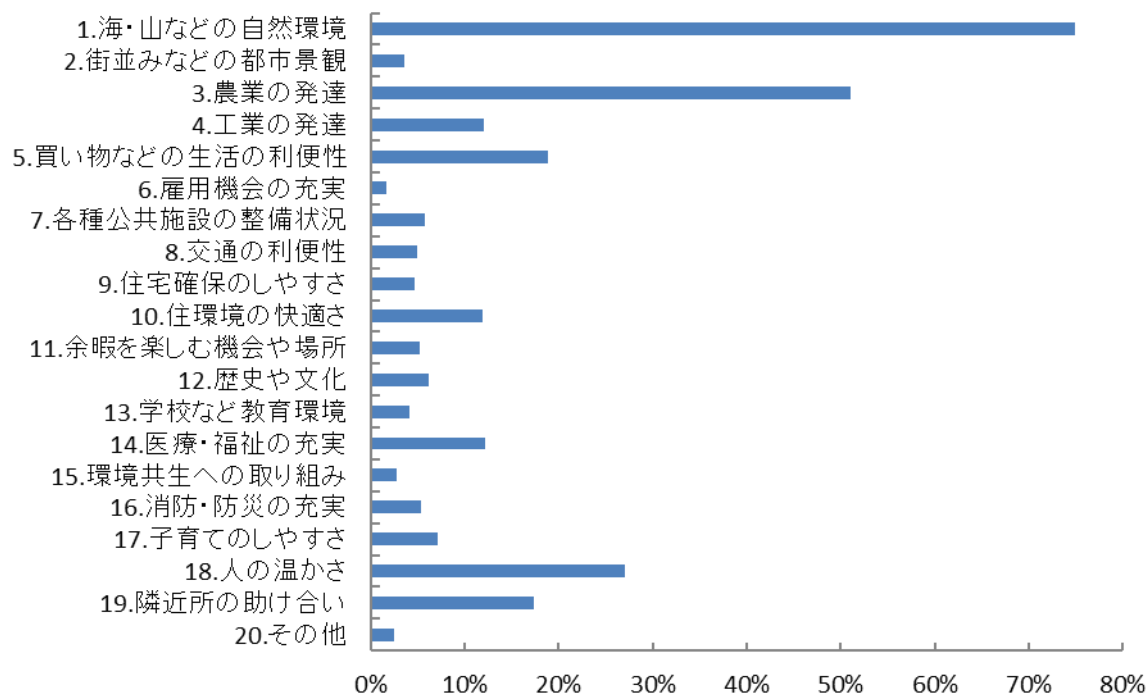
※BOD: 生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

河川の BOD とそこにすむ魚・水の用途の目安

BOD(mg/L)	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	5mg/L 超 10mg/L 以下
すんでいる魚	ヤマメ・イワナ	アユ・サケ	コイ・フナ	魚はほとんど住めない
水の用途	水道用水として利用できる		工業用水として利用できる	

●自然環境に係る市民の評価

市民意識調査においても「本市が優れていると感じることは」との問いに、「海や山などの自然環境」「農業の発達」が他の項目を大きく上回っており、自然環境の保全について多くの市民が重要であると認識しています。



田原市が優れていると感じることは(令和4年度 市民意識調査より)

●本市の自然環境のまとめ

以上のように、本市には優れた自然環境が分布、保全されています。また、市域の干潟、河川、農業は長い歴史の中で人の暮らしと密接な関わりを持ち、その様相を変えながらも、生業（なりわい）の場として農林水産業の振興とともに持続的に利用されてきました。そして、自然とのふれあいの場も整備され、本市の自然環境に係る市民の意識も高く、自然環境の保全について多くの市民が重要であると認識しています。

本市では、自然との共存の中で生物多様性*が保全され、豊かな自然が守られ、引き継がれてきました。

豊かな自然を守り、次世代に引き継いでいくためには、本市に残されている優れた自然を守る活動、身近な自然を保全・活用する活動を推進し、多くの市民が自然に興味を持ち、自然環境の保全に積極的に参加する仕組みが必要です。

●田原市生物多様性地域戦略における目標

本市は、ふるさとの自然を将来にわたって保全や適切な管理をし、市民や地域コミュニティ、NPO 法人等の保護活動と連携して「豊かな自然を育み、自然と共存するまち」を次の世代に伝えることを目指します。

その実現にむけて、本市全域を対象区域とし、田原市生物多様性地域戦略を定めます。



※生物多様性:様々な環境で暮らす、様々な種の個体がそれぞれ豊かな個性を持ち、関わり合いながら生きていることを生物多様性と言う。生物多様性には「生態系の多様性」・「種の多様性」・「遺伝子の多様性」という3つのレベルでの多様性がある。健全な生物多様性とは、これら3つが正しく成り立っている状態。

- ・生態系の多様性:森林、里地里山、河川、湿地、干潟など多様なタイプの自然がある
- ・種の多様性:動植物から細菌などの微生物にいたるまで、多様な生き物がいる
- ・遺伝子の多様性:同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性がある

●田原市生物多様性地域戦略の基本方針

(1) ふるさとの自然を守る

以下に示す優れた自然環境や特徴的な動植物の生息・生育地をはじめとする本市の自然環境を保全するとともに、これらを核とした保全施策を拡充します。

◇自然公園に指定された区域の保護

◇貴重な動植物が生息・生育している指定天然記念物等の保全

◇身近な動植物の生息・生育地の保全

また、身近な動植物の保全のため、街中にある樹林を保全します。その一方で、緑地の整備時の外来植物導入の回避、生態系のバランスを崩す外来生物の駆除対策を推進します。

(2) 自然の持続可能な利用を推進する

遊休農地の有効利用や森林環境譲与税を活用した森林の整備、多面的事業を活用した漁場環境の改善などにより、「自然の持続可能な利用」や「水産業の振興」、「自然環境を体験型観光としての利活用」を推進します。

(3) 自然とのふれあいを推進する

自然とのふれあいの場である干潟や河川、砂浜の再生、市民農園等の利活用を促進し、市民にとって、これらが自然とふれあうことができる魅力的な場所であることについて再認識を促します。また、市民が自然の中で過ごす時間が増えるように努めます。

(4) 環境保全に係る仕組みを充実する

里山保全活動をはじめ、市域で活動している地元の NPO 法人や事業者と連携した環境学習、学校を中心とした体験型の環境学習及び市政ほ一もん講座の実施を推進します。これらの実施にあたっては、身近な自然に目を向け関心を持ってもらうように配慮します。

●田原市生物多様性地域戦略の施策体系

施策の方向性	基本施策	具体的な施策展開
1-1 ふるさとの自然を守る	(1) 優れた自然環境の保全	自然公園区域における優れた自然環境の保護
		海岸の浸食対策の実施<重点>
	(2) 渥美半島の特徴的な動植物の保全	貴重な自然の指定地域における保護対策の推進
		動植物の生息・生育地の保全<重点>
	(3) 身近な自然環境の保全	身近な緑地の保全
		外来種対策の実施<重点>
1-2 自然の持続可能な利用を推進する	(1) 農林水産業の振興を通じた自然環境の保全	遊休農地の有効利用<重点>
		計画的な森林整備と地域産木材の有効活用
		漁場環境の改善
		有害鳥獣対策の実施による農業被害への対策
	(2) 体験型観光の推進を通じた自然環境の保全	自然環境・観光資源の掘り起こしと利活用
1-3 自然とのふれあいを推進する	(1) 自然とふれあう場の再生	「里の干潟」の再生 <重点>
		河川の再生 <重点>
	(2) 自然とふれあう場の創出と利活用の推進	自然とふれあう場としての農地の利活用
		保護と利用の好循環
1-4 環境保全に係る仕組みを充実する	(1) 環境学習の推進	地域と連携した環境学習の場の創出
		身近な自然を題材とした環境学習の実施
	(2) 市民・事業者・行政の連携体制の整備	NPO 法人等との連携による自然保護活動の推進
		事業者との連携による自然保護活動の推進

1-1 ふるさとの自然を守る



(1) 優れた自然環境の保全

■ 環境の現況・課題等

市内の内陸部については、三河湾国定公園に囲まれるように渥美半島県立自然公園に指定され、自然環境及び風致の保全、市民をはじめ全国の人々の利用に供しています。また、全国有数の渡り鳥で知られる汐川干潟の再生など総合的な取り組みが必要です。

■ 具体的な施策展開

1) 自然公園区域における優れた自然環境の保護

三河湾国定公園区域及び渥美半島県立自然公園区域は、国の法律及び県条例によって無秩序な開発が規制されています。自然公園区域における優れた自然環境を保護するため、規制を遵守するよう啓発に努めます。

2) 海岸の浸食対策の実施<重点>

海岸崩壊や砂浜消失等の海岸浸食に対して生態系に配慮した海岸整備を行い、海岸環境や生態系の保全を図ります。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
海岸の浸食対策の実施	・ 近隣市との連携を図り、海岸の浸食対策を国・県等に要請します。	・ 地域コミュニティ、NPO 法人等を中心に海岸清掃に参加します。また、顕著な海岸浸食の進行箇所を見つけた際には市へ報告します。	・ 社会活動貢献事業の一環として海岸清掃に参加します。また、顕著な海岸浸食の進行箇所を見つけた際には市へ報告します。

(2) 渥美半島の特徴的な動植物の保全

■ 環境の現況・課題等

本市は太平洋・三河湾といった特性の異なる2つの海に囲まれ、伊良湖岬まで幾重にも連なる緑豊かな山々、そして広大な田園といった特徴的な自然を有しており、そこに生息・生育する多種多様な動植物の保全が必要です。

■ 具体的な施策展開

1) 貴重な自然の指定地域における保護対策の推進

国や県又は市の天然記念物として指定されている黒河湿地植物群落や藤七原湿地

植物群落、伊川津町椈のシデコブシの自生地等、貴重な自然環境の保護対策を推進します。

2) 動植物の生息・生育地の保全<重点>

愛知県指定希少野生動植物であるアカウミガメの産卵場所となっている表浜（太平洋）、スナメリが生息する三河湾、ハッチョウトンボ等が生息する黒河湿地、サシバ等の野鳥の渡りの拠点や生息地となっている渥美山塊・伊良湖岬周辺の山地等、渥美半島特有の多種多様な動植物の生息・生育地の保全に努めます。



アカウミガメの産卵(赤羽根ロングビーチ)

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
動植物の生息・生育地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な動植物の生息・生育地の保全のための管理手法を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ、NPO 法人等を中心に生物の生息・生育実態調査等に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会活動貢献事業の一環として動植物の生息・生育実態調査等に協力します。

(3) 身近な自然環境の保全

■ 環境の現況・課題等

本市の位置する渥美半島は、伊良湖岬近くの宮山原始林や貴重な植物が生育する黒河湿地など身近な自然が多く存在しています。しかし、生活様式の変化に伴い緑の減少や外来種の被害により、こうした身近にある多様で特徴的な自然が失われつつあります。

■ 具体的な施策展開

1) 身近な緑地の保全

街中にある樹林を身近で貴重な緑地として保全します。



田原城跡



緑豊かな住宅

2) 外来種対策の実施<重点>

日本にもともといなかった外来生物の中には、日本固有の生物と比べて繁殖力が強く、交雑して雑種を生み出してしまおう等、生態系に悪い影響を及ぼすものがあります。今後は、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、アルゼンチンアリ等をはじめとするこれらの特定外来生物*に対する調査・駆除等も含めた対策を実施します。また、令和5年4月に特定外来生物等に係る被害の防止に関する法律の一部が改正され、同年6月に指定された条件付特定外来生物のアカミミガメ、アメリカザリガニ等の調査・駆除についても検討します。



オオキンケイギクの駆除作業
(いらご さららパークにて)



アルゼンチンアリ防除作業



※特定外来生物:生態系や人体、農林水産業に悪影響を与える恐れがある国外由来の種。2005年に施行された「特定外来生物被害防止法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」に基づき、環境省が指定。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
外来種対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な影響を及ぼす外来生物のうち優先度の高いものについて、防除(駆除など)を実施します。 ・ 市民・事業者等に対して、適切な駆除・防除方法などの情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで飼育していた個体の適切な管理を行います。 ・ 適切な方法で特定外来生物の防除を実施します。 	

1-2 自然の持続可能な利用を推進する

(1) 農林水産業の振興を通じた自然環境の保全



■ 環境の現況・課題等

本市の干潟、河川、農業は長い歴史の中で人の暮らしと密接な関わりを持ちその様相を変えながら生業の場として農林水産業の振興とともに持続的に維持されてきました。

近年、SDGs や環境を重視する動きが加速している中、我が国の農林水産業においても、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。このため、農林水産省が、令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」で、2050年までに環境負荷の低減を目的とした達成目標を示したことを受けて、本市においてもその推進が求められています。

■ 具体的な施策展開

1) 遊休農地の有効活用<重点>

農地として利用されなくなった遊休農地が増えたことで、雑草や害虫が増えたり、鳥獣による被害を招いたりするなど、生態系のバランスが崩れ周辺農地に悪影響をもたらします。遊休農地の所有者に対して意識啓発を行い、農地の適切な利活用を推進します。

2) 計画的な森林整備と地域産木材の有効活用

森林環境譲与税を活用した計画的な森林整備と、地域産木材の有効活用を推進します。

3) 漁場環境の改善

漁場環境の改善や水産業の担い手の育成を行い、水産業の振興を図るとともに、水産資源の有効利用を進めます。

4) 有害鳥獣対策の実施による農業被害への対策

鳥獣による被害防除対策等を実施し、狩猟を活かしながら効果的な捕獲を行い、農業被害等の未然防止又は、減少、豚熱による畜産業への被害の防止を図ります。

また、本市では、「田原市第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画」を定めており、計画に基づき、本市からの根絶を目指します。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
遊休農地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菜の花エコプロジェクト※を推進し、遊休農地の有効活用を促進します。 ・ 農地の流動化を積極的に図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民団体、農家等と協働し、菜の花エコプロジェクト等に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会活動貢献事業の一環として、市民団体、農家等と協働し、菜の花エコプロジェクト等に取り組みます。

(2) 体験型観光の推進を通じた自然環境の保全

■ 環境の現況・課題等

本市特有の地域資源である自然公園を保護するだけでなく、豊かで魅力的な自然環境を観光の資源として活用し、多くの人々に知ってもらう必要があります。

■ 具体的な施策展開

1) 自然環境・観光資源の掘り起こしと利活用

本市でしか味わうことのできない体験型の観光を推進する中で、渥美半島の自然環境を観光資源として捉え直し、エコツアー等への活用を推進します。



※菜の花エコプロジェクト: 菜の花等を栽培することで遊休農地の解消に繋げるなど農地の健全化を図りながら、資源循環型の地域づくりを目指すプロジェクト。

農業経営の経済的安定、農業の持つ多面的機能を活かした美しい農村景観の形成と地域の環境保全、観光産業の振興、地域社会の活性化等の実現を目指す。

主な事業として、菜の花の栽培、菜種の利活用、菜の花を活用した環境学習、花を活用した景観美化に取り組んでいく。



菜の花畑(加治町圃場)

1-3 自然とのふれあいを推進する

(1) 自然とふれあう場の再生



■ 環境の現況・課題等

市内には、汐川干潟、福江干潟と全国有数の干潟が存在しており、観察会や地域の自然を感じられる河川や田んぼの水生物調査等が行われています。今後は、こうした取組を広め、多くの人にふるさとの自然を感じてもらい、自然を大切に思う気持ちを育てる必要があります。

■ 具体的な施策展開

1) 「里の干潟」の再生<重点>

干潟は、生物多様性や生物資源の確保、水質浄化等大切な役割を果たしています。汐川干潟の再生を目指し、干潟の清掃活動の推進に努めるとともに、自然環境への理解を深めるため、自然観察会を開催します。

また、豊橋市と共同で汐川干潟基本指針を定めており、指針に基づき、汐川干潟の保全に努めています。



汐川干潟自然観察会の様子

2) 河川の再生<重点>

自然のふれあいの場としての河川の再生を目指し、市民にとって、自然とふれあうことができる魅力的な場所であることについて再認識を促すとともに、自然の中で過ごす時間が増えるように努めます。



新堀川での水生物調査(馬伏町付近)



清田校区の水田魚道観察会の様子

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
「里の干潟」の再生	<ul style="list-style-type: none"> 干潟の清掃活動の推進に努めます。 環境学習の場として干潟を活用し、自然環境への理解を深めるため、自然観察会等の開催を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 干潟の清掃活動に協力します。 観察会等に積極的に参加し、干潟についての興味を持ち、干潟の再生に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会活動貢献事業の一環として清掃活動等に協力します。 観察会等に積極的に参加し、干潟についての興味を持ち、干潟の再生に努めます。
河川の再生	<ul style="list-style-type: none"> 市内の河川に関心を持ってもらうため、観察会等を開催し、水質保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川に関心を持ち大切に思う気持ちを育み、地域の財産である川を、次の世代に引き継ぎます。 	

(2) 自然とふれあう場の創出と利活用の推進

■ 環境の現況・課題等

本市には、多くの自然とふれあうことのできる海や山、川や干潟、さらには農地などがあります。身近な自然とふれあうことができる魅力的な場所であることの再認識が必要です。

■ 具体的な施策展開

1) 自然とふれあう場としての農地の利活用

菜の花エコプロジェクトによる菜の花栽培等を推進し、遊休農地の解消を図ります。また、自然とのふれあいの場として、体験型市民農園の利活用を推進します。

2) 保護と利用の好循環

自然を保護しつつ有効に活用することで、地域資源としての魅力や価値を向上させ、地域全体の活性化に繋げる「保護と利用の好循環」を目指します。そのために、行政を始め、自然体験活動を提供する各事業者、環境活動団体、関連機関等、これらの取組を実施する多様な関係者が連携を図るとともに共通認識を持ち、地域が一体となって進めていくことで、自然とふれあう場の創出を推進します。

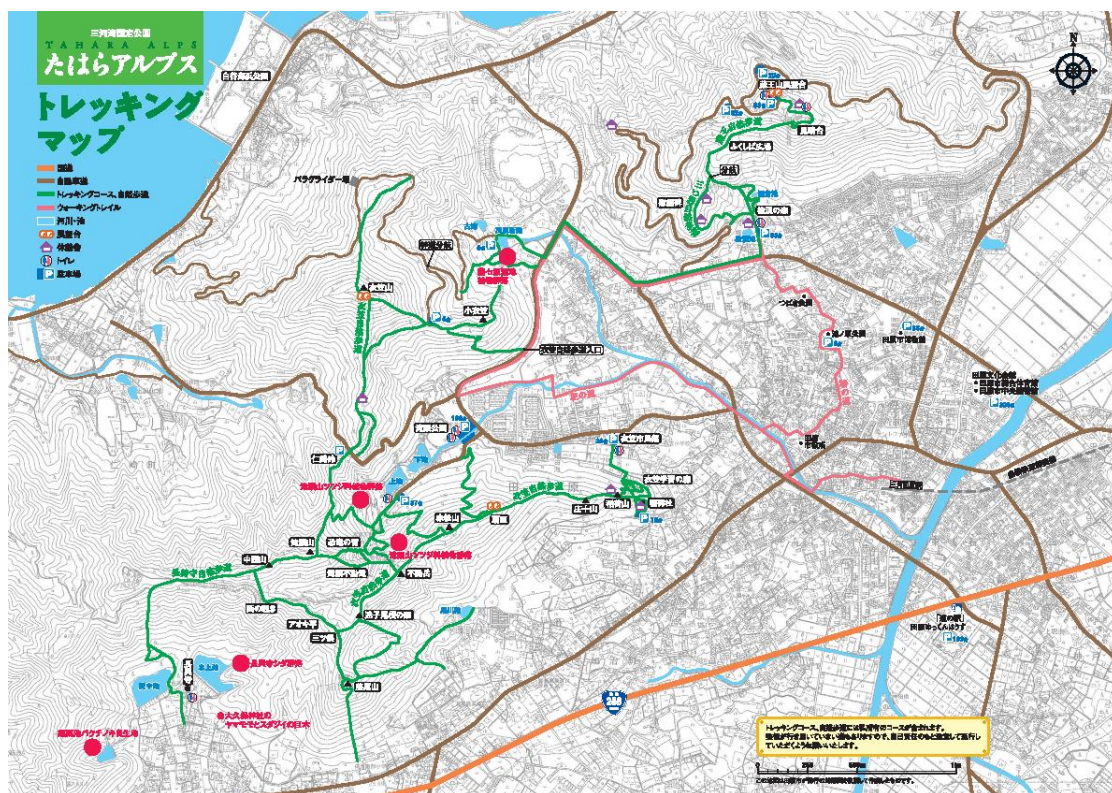
1-4 環境保全に係る仕組みを充実する



(1) 環境学習の推進

■ 環境の現況・課題等

本市の美しい自然や今ある資源、環境保全に取り組む行動を次世代に引き継いでいくために、多くの市民が環境保全に興味を持ち、環境保全に積極的に参加できる仕組みや学校における環境教育の充実が必要です。そのためには、本市の自然と触れ合うことのできる、蔵王山から権現の森にかけての蔵王山自然歩道、衣笠山、滝頭自然歩道等、そこで活動している NPO 法人や事業者と連携した環境学習や学校を中心とした体験型環境学習の場を全市域に広げていく必要があります。



たはらアルプストレッキングマップ(自然歩道等)



小衣笠の道

■ 具体的な施策展開

1) 地域と連携した環境学習の場の創出<重点>

里山の保全活動等、地域が中心となって行っている自然保護活動と連携して、環境学習の場を整備します。また、活動のリーダー育成のためのプログラム作成や研修会の開催等、活動に対するソフト面の支援も行います。

2) 身近な自然を題材とした環境学習の実施<重点>

子どもたちが身近な自然に触れ、親しみ、自然を理解するために、身近な河川における小学生等による水生生物調査等の環境学習の実施、社寺林・屋敷林等の古くから街中にある樹林における生物調査、美化活動、環境保全活動等をはじめとする地域資源を活用した体験型の環境学習を推進します。また、NPO 法人や事業者等と連携し、環境教室や環境講座などの充実を図ります。

3) 環境情報の提供

事業者や NPO 法人等との連携を通して情報を収集し、環境情報についてわかりやすく提供します。市の広報やホームページにて、開催するイベントの情報、市政ほ一もん講座など、様々な手法により効果的に情報を発信することで、環境学習への参加機会の創出に努めます。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
地域と連携した環境学習の場の創出	・環境保全活動や調査に必要な知識・技能等が身に付くような場を整備し、地域における活動を支援します。	・学校と地域が連携して、環境学習の場の整備や利用機会の拡大を図ります。	・社会活動貢献事業の一環として、環境学習の場の整備や利用機会の拡大を図ります。
身近な自然を題材とした環境学習の実施	・水生生物調査、環境保全活動等の環境学習を実施します。	・学校、地域、事業者が協力し、子供たちへの環境学習を実施します。	

(2) 市民・事業者・行政の連携体制の整備

■ 環境の現況・課題等

身近な自然環境の保全にあたっては、自然資源の持続可能性と事業活動の継続的発展の両立が重要であり、事業者の行う社会活動貢献事業と行政、さらには市民と連携した環境保全活動が必要とされています。

■ 具体的な施策展開

1) NPO 法人等との連携による自然保護活動の推進<重点>

身近な自然環境の保全にあたっては、地元の NPO 法人等と連携した取り組みが不可欠です。渥美半島生態系ネットワーク協議会※を核とした NPO 法人等と市が連携した自然保護活動を進めます。また、NPO 法人等相互の連携の場を構築します。

2) 事業者との連携による自然保護活動の推進

社会貢献活動の一環として、美化活動や環境保全活動に取り組む事業者と連携し、自然保護活動を推進します

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
NPO 法人等との連携による自然保護活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現在地域において自然保護活動を進めている NPO 法人等と連携して自然保護活動を実施します。 ・市内で活動している NPO 法人等の活動について把握します。 ・渥美半島生態系ネットワーク協議会に加盟している NPO 法人等相互の情報交換・ネットワークの場を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人等を中心とした自然保護活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会活動貢献事業の一環として、自然保護活動に参加します。



※渥美半島生態系ネットワーク協議会: 渥美半島地域において「生態系ネットワークの形成(生きものの生息・生育空間を適正に配置し、つながりを確保すること)」を推進するとともに、本地域で活動する団体の取組を有機的につなげ、「新しい公共」の仕組みを構築することにより、将来にわたって生物多様性の確保に寄与することを目的とし、平成 27 年 1 月 29 日に発足。
令和 5 年(2023 年)1 月 1 日現在、協議会加盟団体は田原市をはじめ企業、NPO 法人等 34 団体が加盟している。

2. 環境との調和を図った地球温暖化対策を進めるまち

●地球温暖化対策の現況・課題等

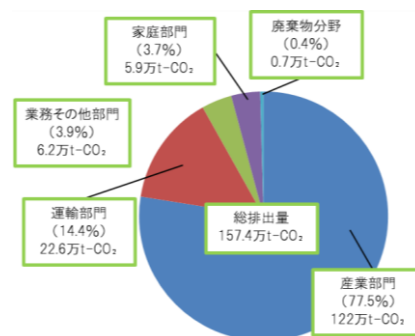
政府は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、令和3年(2021年4月)には、2030年度に2013年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。本市においても、令和3年(2021年)1月に、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「たはらゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

これらのことを踏まえて、本市では令和4年度(2022年度)に「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」を改定し、この計画に基づいて「環境と共生する豊かで持続する地域づくり」を目指し、「脱炭素エネルギー導入プロジェクト」、「エコライフ推進プロジェクト」、「エコ・インダストリープロジェクト」、「菜の花エコプロジェクト」、「コンパクトシティプロジェクト」、「グリーン・ネットワークプロジェクト」、「資源循環プロジェクト」の7つの主要施策を掲げて環境共生まちづくりを推進しています。

なお、平成20年(2008年)11月3日に地球温暖化防止宣言を行い、できることから1つずつ実践する「たはらエコチャレンジ宣言登録※」を行うなどさまざまなエコ活動を通して、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止に取り組んできました。

本市から排出される令和元年度(2019年度)の二酸化炭素排出量は、年間で約157.4万t-CO₂となります。部門別で見ると産業部門がもっとも多く122万t-CO₂(77.5%)、次いで運輸部門22.6万t-CO₂(14.4%)、業務その他部門の6.2万t-CO₂(3.9%)、家庭部門の5.9万t-CO₂(3.7%)、廃棄物分野が0.7万t-CO₂(0.4%)となります。

二酸化炭素排出量が増加した平成17年度(2005年度)と比較すると35%減少しています。部門別に見ると、産業部門の減少率が最も高く、39%の減少が見られます。



部門別二酸化炭素排出量
(令和元年度)



※エコチャレンジ宣言登録:毎日の暮らしの中で市民一人ひとりができることから一つずつ省エネに取り組む宣言をする。

2-1 脱炭素社会を実現する

(1) 脱炭素エネルギーの導入推進



■ 環境の現況・課題等

石油、天然ガス、石炭などの化石エネルギー資源は有限であり、今後、深刻なエネルギー危機の発生が危惧されています。また、化石エネルギー資源は、その消費に伴い、地球温暖化の原因と考えられる温室効果ガスを大量に排出し、地球環境問題の原因ともなっています。

本市では、脱炭素に寄与する施設導入だけでなく、二酸化炭素を排出しないエネルギーの導入などを含め、官民連携で「脱炭素エネルギー導入プロジェクト」を推進します。

■ 具体的な施策展開

1) 脱炭素エネルギー導入プロジェクト<重点>

豊富な日射量や半島性の強い風等の自然エネルギーを利用した発電設備や分散型電源として期待される燃料電池等を生活や産業に有効活用することで、エネルギーの確保と防災力の向上を図ります。

主な事業：太陽光発電設備の導入、太陽熱利用設備の導入、風力発電の導入、ZEV（ゼロエミッション車）の導入、燃料電池の導入、蓄電池の導入、バイオマス利活用



太陽光発電を設置した住宅街(吉胡台)



菜の花エコ・エネルギーツアー

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
地球に優しい再生可能エネルギー導入への取組 (脱炭素エネルギー導入プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ たはらエコフェスタ、脱炭素エネルギー導入プロジェクト等を通して、再生可能エネルギー導入へ取り組む田原市をPRし、市民の意識の醸成を図ります。 ・ 市内公共施設において太陽光発電設備や蓄電池、ゼロエミッション車等の導入を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭における太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入や、燃料電池及び蓄電池、ゼロエミッション車等の導入を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所において、再生可能エネルギーやゼロエミッション車等の導入を図ります。
自然環境や景観と再生可能エネルギー発電施設の調和を図る取組 (脱炭素エネルギー導入プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力、太陽光発電等の再生可能エネルギーの設置に関し、ガイドラインを運用しながら、関係法令等を遵守した適正な設置を誘導し、豊かな自然環境や美しい景観の保全と再生可能エネルギー発電施設の調和を図り、潤いのある豊かな地域社会の発展に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー発電施設の設置について、健全な生活環境の保全、身近な自然や景観等の保護を図り、潤いのある豊かな地域社会を形成します。 	

(2) エコライフの推進

■ 環境の現況・課題等

エネルギー・環境問題を考えると、地域にあった家の建て方や暮らし方を実行し、物質に囲まれた消費型の生活から、ICT等を活用し更なる省資源・省エネルギー化を推進したエコライフに転換していく必要があります。

■ 具体的な施策展開

1) エコライフ推進プロジェクト<重点>

ペーパーレス化や非移動活動、業務等効率化、電力のピークシフトなど、年々増加するエネルギー経費を抑制し、生活・経営の質の向上やゆとりの創出を図ります。

主な事業：人材育成・普及啓発、自然環境を活用した建築物の整備、省エネ設備の導入、地産地消・旬産旬消の推進、スマートムーブの推進

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
市・市民・事業者におけるCO2削減、省資源、省エネルギー化を推進したエコライフに転換する取組 (エコライフ推進プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共施設において地球温暖化対策の率先行動や省エネ設備等の導入を推進します 市民や事業者の地球温暖化対策への取り組みに対してアドバイスできる職員の養成等について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の工夫によって、家庭における省資源・省エネルギーの取組を実践します。 毎日の暮らしの中で、市民一人ひとりが省エネに取り組む「たはらエコチャレンジ宣言登録」を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所における省資源・省エネルギーの取組を実践します。 大規模事業所は中小の事業所にアドバイスできる仕組み・体制を構築します。



親子エコクッキング講座



緑のカーテン(伊良湖岬保育園)

(3) 環境面での優位性を持つ産業基盤構築の推進

■ 環境の現況・課題等

脱炭素化の実現に向け、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、経済・社会システム全体の変革、GX(グリーントランスフォーメーション)※が求められています。

地域の持続性を確保するため、将来的な次世代エネルギー活用に向けた検討を行い、環境面での優位性を持つ産業基盤の構築を目指します。



※GX(グリーントランスフォーメーション):環境破壊や異常気象による自然災害、プラスチック問題や公害といった様々な環境問題を先進技術の力で解決することで、カーボンニュートラルなどの持続可能な社会の実現を目指す取り組みのこと。

■ 具体的な施策展開

1) エコ・インダストリープロジェクト

地域特性に適した次世代エネルギー関連企業の誘致・集積に取り組むとともに、関係機関と協力し、三河港におけるカーボンニュートラルポートを形成することで、環境に対応した研究・生産・物流などの産業立地の実現を図ります。

主な事業：グリーン産業の振興、事業者間エネルギーの連携

(4) コンパクトシティの推進

■ 環境の現況・課題等

豊かな自然環境、活力のある産業、ある程度の都市的機能を持った地域においては、公共施設や商店街等の中心部への集約配置や、郊外居住者のための公共交通の整備等により、まち全体での省資源・省エネルギー化を実現しようとする都市計画「多極ネットワーク型のコンパクトシティ」が目標とされています。

市民生活の快適性や利便性の高い脱炭素型のまちづくりを推進します。

■ 具体的な施策展開

1) コンパクトシティプロジェクト

市民生活の快適性や産業の活性化、自然、環境の保全利用等を効果的に実現させながら、レジリエンスを高めた経済的で環境負荷の少ない省エネ型のまちづくりを推進します。

主な事業：都市機能の整備、公共交通の整備、スロームーブの推進、インフラ等の脱炭素化



レンタサイクルステーション

3. 資源を大切にし、循環させるまち

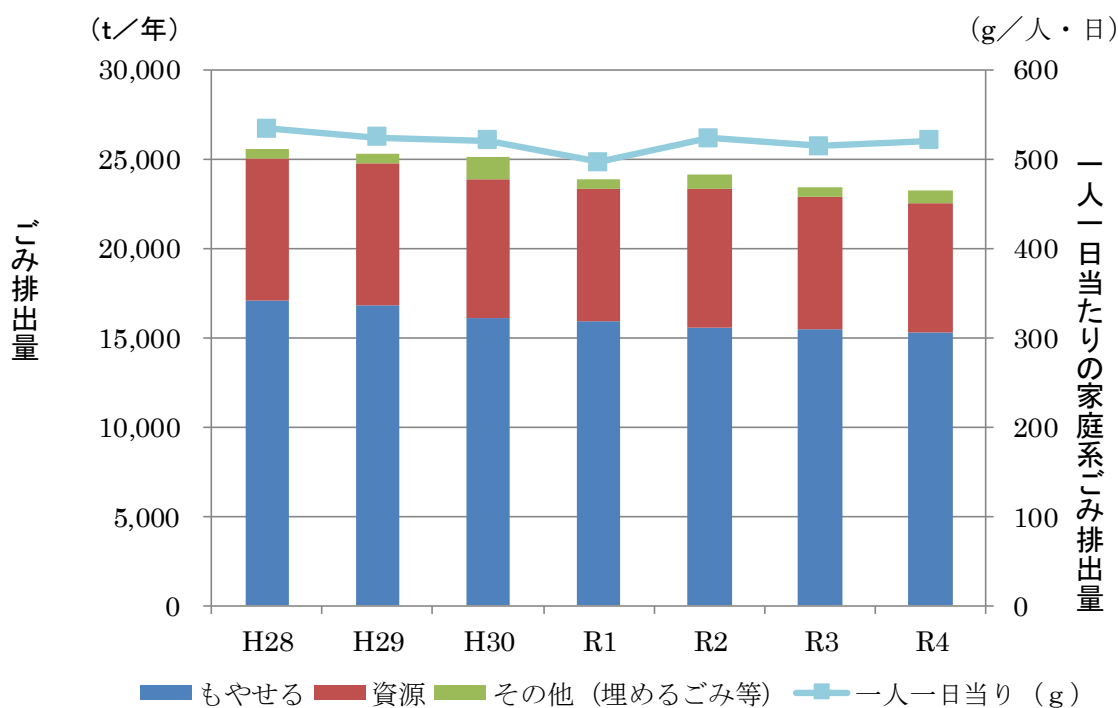
3-1 ごみの少ないまちをつくる

(1) 廃棄物の減量推進



■ 環境の現況・課題等

一般廃棄物の総排出量は平成28年度(2016年度)の25,580tから令和4年度(2022年度)の23,274tに約9%減少していますが、人口も減少しているため、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量も535g/人・日から522g/人・日に減少しています。今後ごみの発生を抑制し、資源ごみの確実な分別収集及び資源化を行うために、市全体で「3R※活動」を推進していきます。



ごみの収集状況の推移



※3R: ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワード。3Rとは、Reduce(リデュース: 減らす)、Reuse(リユース: 再使用)、Recycle(リサイクル: 再資源化)の頭文字をとったものである。3Rを進めていく過程では、まず、資源の消費を減らす(Reduce)、次に、使えるものは大切に何回も繰り返し使う(Reuse)、最後に使えなくなったら原材料として再生利用(Recycle)する、という順番を意識することが大切となる。

■ 具体的な施策展開

- 1) ごみの発生抑制に向けた取組<重点>
 - (1) ごみ有料化の導入・見直しの検討
 - (2) 廃棄物減量等推進員の指導體制の充実
 - (3) 生ごみ減量の推進
 - (4) 食品ロス*の削減
 - (5) マイバッグの推進
 - (6) リサイクルショップ等の紹介

- 2) ごみの再使用に向けた取組<重点>
 - (1) きらり☆宝市**の推進
 - (2) 再利用可能な容器（リユース容器等）の利用
 - (3) リユース食器の利用・普及

- 3) ごみの再生利用に向けた取組<重点>
 - (1) 分別徹底の推進
 - (2) 再生資源の利用促進
 - (3) 販売店による資源の自主回収等の推進

- 4) ごみ処理適正化に向けた取組<重点>
 - (1) 広域ごみ処理施設の整備
 - (2) ごみ中継施設の整備
 - (3) 資源化センター等の統合検討
 - (4) 粗大ごみ戸別収集の実施
 - (5) 分別区分や収集日数等の見直し検討
 - (6) 事業系ごみの適切なごみ出し指導

- 5) ごみの減量・資源化に関する共通事項<重点>
 - (1) ごみ処理対策推進協議会との連携
 - (2) 広報・啓発・指導體制の整備
 - (3) 環境教育・学習の推進
 - (4) ゼロカーボンに配慮した事業の推進



*食品ロス:本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のこと。我が国で1年間に排出される食品由来の廃棄物等は 2,797 万トンで、そのうち 632 万トンを占めている(農林水産省平成 25 年度推計値)

**きらり☆宝市:家庭で「まだ使えるけど使わないもの」を提供してもらい、希望する市民に無料で提供するリユースイベント。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

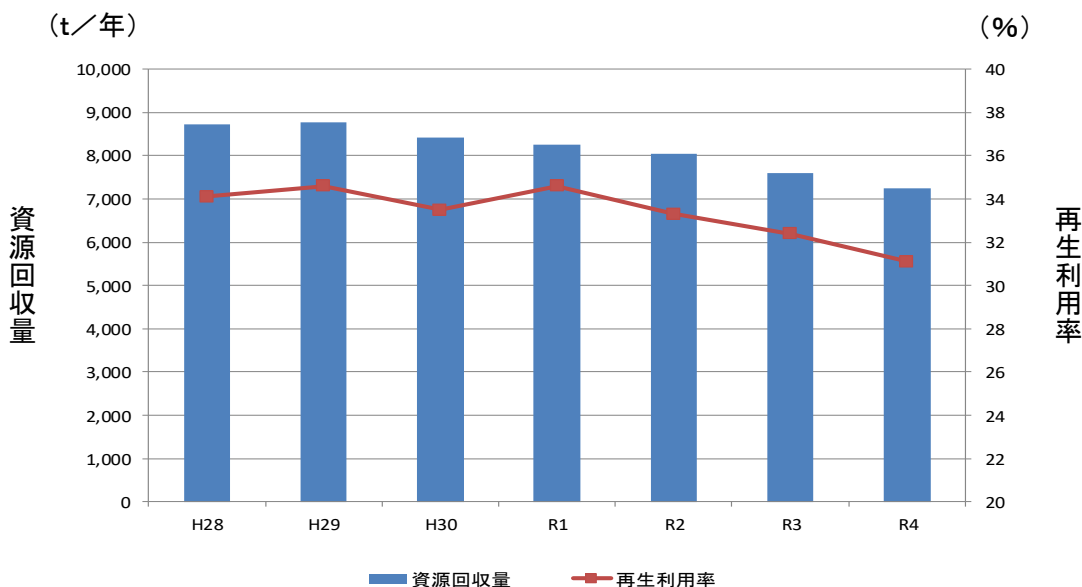
重点施策	市(行政)	市民	事業者
ごみの発生抑制に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 学校などにおける環境教育、市民への広報啓発活動、事業者への協力の呼びかけを通じて、排出抑制に向けた活動を促していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみに関する意識を高め、減量に取り組むとともに、ごみをできるだけ出さないライフスタイルへの転換に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自らのごみに関する意識を高め、ごみの適正処理及び減量に努めるとともに、市民が発生抑制できるように、事業者として協力します。
ごみの再使用に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 再使用の必要性やその方法などの情報提供を通じてそれらの方法を周知し、橋渡し役、紹介役として市民、事業者の活動に支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要となったものをごみにせず、別の形で利用することで、ごみの減量に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自らの再使用の実施に努めるとともに、市民が行う再使用の取組を推進するための協力体制の構築に努めます。
ごみの再生利用に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う資源分別回収が主な取組であり、広報啓発活動を通して市民が積極的に協力できるよう促していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収等に積極的に協力するよう適正分別に努めるとともに、再生資源の利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自らが排出する廃棄物の再生利用を推進するとともに、市民が行う資源回収等の協力・支援に努めます。
ごみ処理適正化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 広域ごみ処理施設及びごみ中継施設の整備に取り組みます。 ごみ処理施設（資源化センター）の統廃合に取り組みます。 ごみの分別区分、排出方法、収集体制等について、随時見直しに取り組みます。 		
ごみの減量・資源化に関する共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理対策推進協議会との連携体制の充実を図ります 広報・啓発・指導體制を整備します。 環境教育・学習を推進します。 たはらゼロカーボンシティの趣旨に沿って、生ごみのバイオマス利活用センターでのガス発電エネルギー化等の事業を進めます。 		

(2) 廃棄物の再使用・再資源化

■ 環境の現況・課題等

本市におけるごみの再生利用率（ごみ処理量に占める資源ごみ量の比率）は、低下傾向にあるものの、県内の他の都市中では高い率となっています。

また、本市の資源ごみは、循環型社会の実現を目指すため、下表のようにリサイクルされています。



ごみの資源化量と資源化率の推移

資源ごみのリサイクル方法

ごみの種類	運搬先	利用方法
紙類	古紙業者を経て、製紙工場	リサイクル紙
布類	回収業者	ウエス、ぬいぐるみの詰め物、使用可能なものは海外へ輸出
アルミ缶	製鋼会社	アルミ缶に再生
スチール缶	製鋼会社	建築用資材（鉄筋等）
小物金属	回収業者	建築用資材（鉄筋等）
ガラスびん	再生工場	タイル、路盤材及びびんに再生
電化製品類	処理業者	銅、アルミ、プラスチックなどの製品
小型家電	回収業者	レアメタルの資源再生
ペットボトル	中間処理場を経て再生工場へ	ペットボトル等に再生
プラスチック容器類	製鉄会社	溶鉱炉の高炉還元剤
発泡スチロール	処理業者	発泡スチロール、プラスチック製品

白色トレイ	再生工場	白色トレイやプラスチック製品に再生
羽毛布団	再生工場	羽毛布団に再生
有害ごみ	処理業者	水銀・マンガンを適正処理してから再生
廃食用油	回収業者	BDF燃料に再生
枝木類	破砕チップ化	植栽敷材、堆肥助材等
もやせるごみ	田原リサイクルセンター（炭生館）	炭化物にして事業者へ販売 （コークス代替品、保温材）

■ 具体的な施策展開

1) 農業用廃プラスチックの回収・有効利用の推進

田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会が行う農業用廃プラスチックの適正処理を支援し、回収した廃プラスチックについては有効利用を推進します。

2) 公共下水道・農業集落排水汚泥等の資源循環型処理手法の検討

公共下水道汚泥・農業集落排水汚泥・し尿系汚泥について、地域内での安定的な資源循環型の汚泥処理方式を確立し、再利用します。

3) 枝木類の資源化の実施

赤羽根環境センターに持ち込まれる枝木類はチップ化し、畜産農家等で再利用します。

4) ごみ処理広域化の推進

豊橋市とのごみ処理広域化により、資源エネルギー回収率の向上、財政負担の軽減及び安定したごみ処理を行うため、広域ごみ処理施設及びごみ中継施設の整備、管理運営に取り組みます。



農業系廃ビニール処理状況



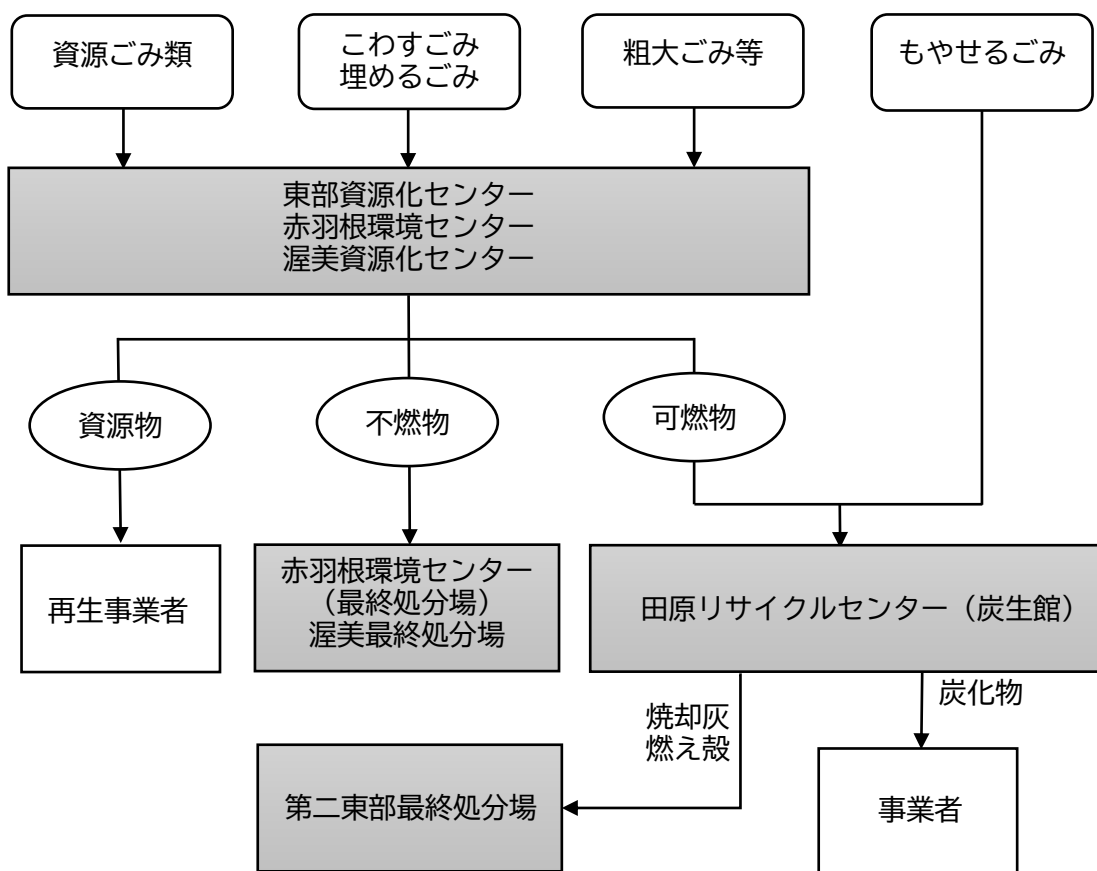
処理後のパウダー状ビニール

(3) 廃棄物の適正処理

■ 環境の現況・課題等

本市では、可燃ごみを田原リサイクルセンター（炭生館）において資源化（炭化）し、資源ごみ、粗大ごみは東部資源化センター、赤羽根環境センター、渥美資源化センターにおいて分別、不燃ごみは最終処分場において埋め立て処分しています。

田原リサイクルセンター炭生館は、令和7年度（2025年度）からの豊橋市とのごみ処理広域化に伴い、令和6年度末（2024年度末）で稼働を終了予定です。



ごみ処理の流れ

■ 具体的な施策展開

1) 一般廃棄物の適正処理

ごみ処理施設の適切な管理運営及び長寿命化を図り、ごみの適正処理に取り組めます。

将来に向けて施設を維持するため、ごみ処理施設（資源化センター、環境センター）の統廃合に取り組めます。

2) 不法投棄の防止

愛知県や警察、関係団体等と連携・協力して不法投棄の防止に努めます。

3) 農業用廃プラスチックの適正処理

田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会と協力して農業用廃プラスチックを回収・処理することにより、不法投棄の低減を図ります。



資源ごみストックヤード(東部資源化センター)



第二東部最終処分場

(4) 廃棄物の散乱防止

■ 環境の現況・課題等

地域環境の維持向上のため、地元自治会やボランティア団体等による地域清掃が行われていますが、近年では、事業者やサーファーの団体など、活動の主体が広がってきています。

しかし、市内では、ごみのポイ捨て等の不法投棄の課題も顕在化しています。

本市では、地域住民の生活環境を守るために、平成28年(2016年)4月に田原市環境保全条例を制定しました。今後も不法投棄パトロールを行うとともに、廃棄物の散乱防止について啓発をしていきます。

■ 具体的な施策展開

1) ごみ散乱防止の推進<重点>

市民や事業者、観光客に対してポイ捨て禁止、ごみ散乱・不法投棄防止に関する意識啓発を行い、引き続き不法投棄パトロールを実施します。また、「田原を美しくする推進デー^{*}」を始めとする美化活動を推進します。

2) 空地等の適正管理<重点>

不法投棄やポイ捨てを防止するため、田原市環境保全条例に基づいて指導等を行い、空地等の適正管理に対するモラルの向上を図ります。

3) 海岸漂着ごみへの対策<重点>

海岸管理者及び事業者、関係団体等と連携・協力を図りながら、海岸清掃活動を推進します。また、漂着ごみの処理方法や手続きについての問合せに適切に対応します。



※田原を美しくする推進デー:「きれいなまちは、みんなの手で!」を合言葉に、毎年6月の第一日曜日に市内一斉に実施される環境美化活動。

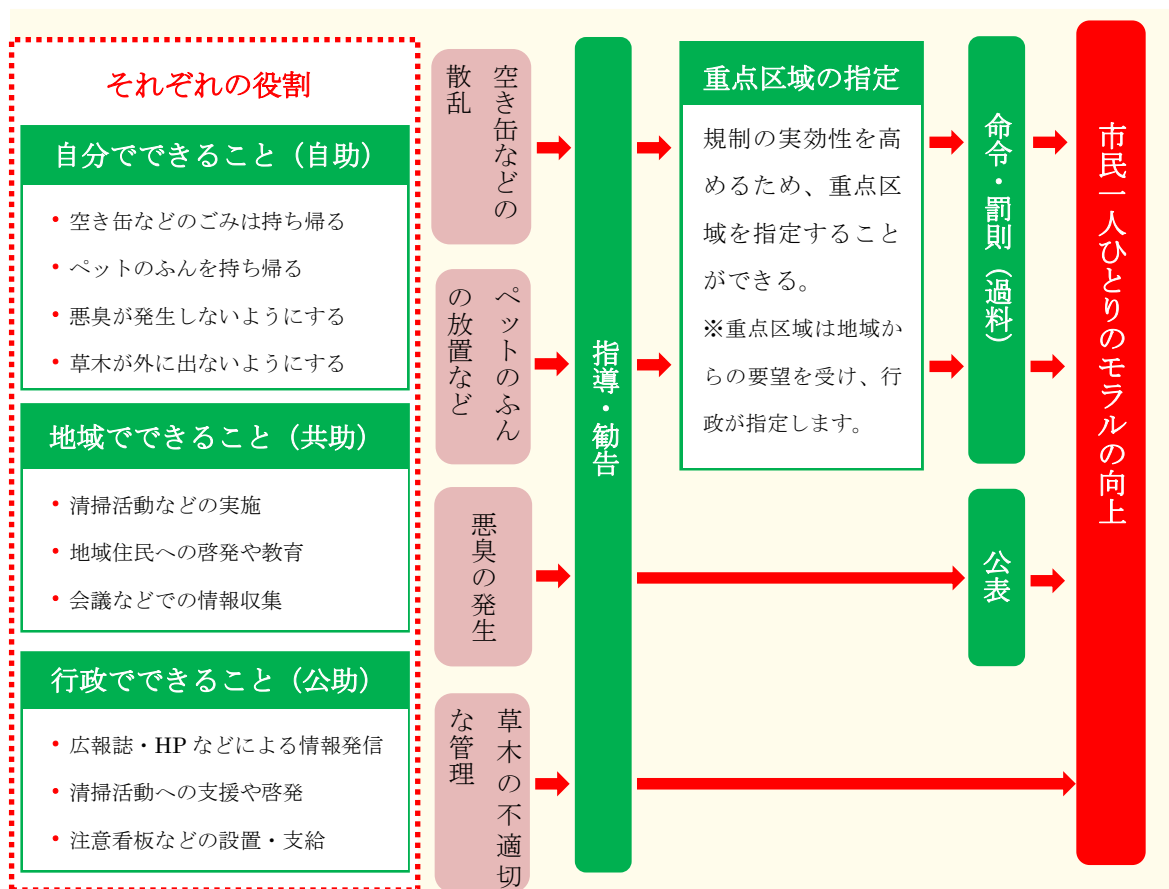


「田原を美しくする推進デー」

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
ごみ散乱防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域清掃活動の推進を図ります。 市民、事業者や観光客に対して意識啓発を行います。 不法投棄パトロールを実施します。 環境保全条例に基づき、指導等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域清掃活動に積極的に参加します。 自分の排出ごみは自ら適正に処理します。 	
空地等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全条例に基づき指導等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 空地等の適正管理に努めます。 	
海岸漂着ごみへの対策	<ul style="list-style-type: none"> 海岸清掃活動を推進します。 漂着ごみの処理の方法や手続きの問合せに的確に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸清掃活動に積極的に参加します。 	

<生活環境の保全(田原市環境保全条例)体系 ～地域住民の生活環境を守るために～>



※この条例は、違反者に対し容易に過料などを科すことが目的ではなく、より効果的な啓発手段として規定するものです。「市民一人ひとりのモラル」の向上を目指します。

3-2 資源の循環を確保する

(1) 環境保全型農業の推進



■ 環境の現況・課題等

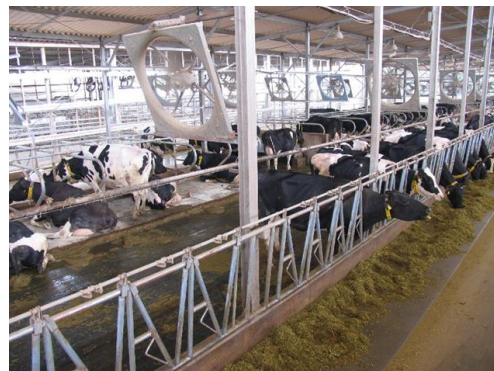
本市は、就業者数の約1/3が農業に従事しており、農業産出額が全国2位（令和3年）である等、全国有数の農業地帯を形成しています。作目別の構成比では、花きが約39%、野菜類が約36%を占め、畜産関連が約23%となっています。（令和3年）

畜産業では、乳用牛と肉用牛を合わせて約1万6千頭、豚が約8万3千頭、採卵鶏・ブロイラー・うずらを合わせて約128万羽が飼育されています。（令和5年）

一方、畜産事業場等からの悪臭による生活環境の悪化や水質汚濁等が問題となり、その対策として畜舎の集落外移転や共同ふん尿処理施設の整備を進め、かなり改善されてきましたが、まだ十分とは言えず、大量に発生する排泄物の処理等が依然として課題となっています。



広大な農地に作付けされたキャベツ



酪農農家の牛房

■ 具体的な施策展開

1) 耕畜連携による環境保全型農業の推進<重点>

市内で生産される堆肥を市内で積極的に利用するために、畜産農家と耕種農家が連携する耕畜連携により環境保全型農業を推進します。

2) 良質堆肥の販売促進<重点>

家畜排泄物の適正処理を支援し、JAエコセンターで生産された堆肥価格の一部を助成することで、良質堆肥の販売を促進します。

3) 減農薬・減化学肥料を目指す農業の育成<重点>

農薬や化学肥料は、農作物の安定供給をもたらしているものの、過剰な使用が土壌や地下水、河川や海等の水環境へ影響を及ぼす一因となっています。

減農薬・減化学肥料による環境に配慮した栽培方法や温室効果ガスの削減が期待できる施設・設備等の導入による高付加価値型の農作物の生産を支援します。

4) 遊休農地の有効利用<重点>

遊休農地は、景観を悪化させるだけでなく、衛生害虫の発生や耕作しないことにより農地の持つ防災・環境保全等の能力も低下します。そのため、遊休農地の所有者に対して意識啓発を行い、農地の流動化を促進するとともに、菜の花エコプロジェクトによる菜の花栽培等を支援することで、農地の健全化を図ります。

5) 家畜排泄物のエネルギー利用の検討

家畜排泄物のエネルギー利用に関して、その方向性や施設の整備、農家との連携体制の構築等の観点から、社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう情報収集に努めます。

また、民間の事業者等が取り組むバイオマス発電システム等についての情報収集を行います。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

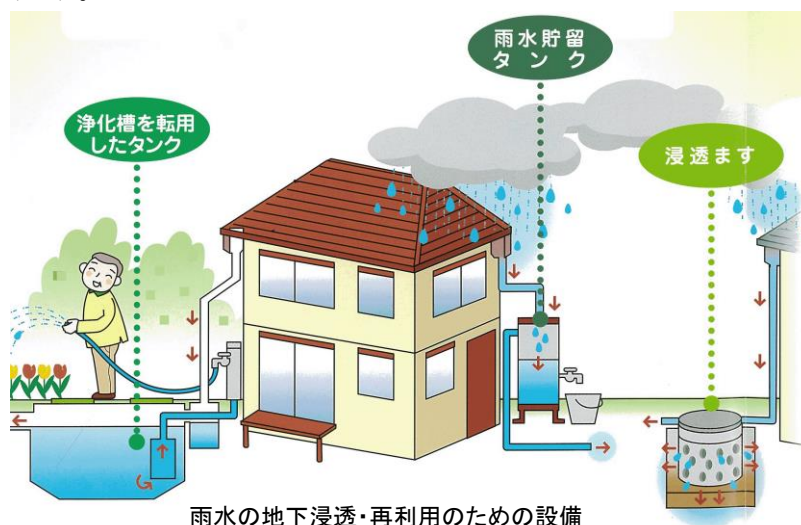
重点施策	市(行政)	市民	事業者
耕畜連携による環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内の畜産事業場等で生産された堆肥を市内で消費するための耕畜連携を支援します。 		<ul style="list-style-type: none"> 耕種農家は、市内の畜産事業場等で生産された良質の堆肥を積極的に利用します。
良質堆肥の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> 家畜排泄物の適正な処理に対する支援を行います。 J Aエコセンターで生産された堆肥の利用促進を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園や花壇等に市内産の堆肥を積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 畜産農家は、家畜排泄物の適正処理に努めます。
減農薬・減化学肥料を目指す農業の育成	<ul style="list-style-type: none"> 減農薬・減化学肥料による環境に配慮した栽培方法による環境保全型農業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 減農薬・減化学肥料で生産された農産物を積極的に購入します。 	<ul style="list-style-type: none"> 減農薬・減化学肥料による農産物の栽培に取り組めます。
遊休農地の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 菜の花エコプロジェクトによる菜の花等栽培を行い、遊休農地の有効利用を促進します。 積極的に農地の流動化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体や農家等と協働して、菜の花エコプロジェクト等に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地の所有者は遊休農地を放置せず、農地の流動化や菜の花エコプロジェクト等に協力し、景観の向上と農地の保全を図ります。

(2) 健全な水循環の確保

■ 環境の現況・課題等

本市には大きな河川はなく、上水のほとんどが豊川用水を水源とした県営水道に依存しています。また、本市の農業を支える農業用水についても、豊川に依存しています。

水は、雨水が地中に浸透し、河川によって海に注ぎ、水蒸気となって再び雨や雪として地上に戻るという循環を繰り返しています。今後も水資源を利用していくために、健全な水循環を確保することが重要です。そのためには、節水対策の推進・水の循環利用等の水資源の有効利用を図るとともに、雨水の貯留・再利用や地下浸透等の地下水資源の涵養が必要です。



■ 具体的な施策展開

1) 節水の促進

貴重な水資源の有効利用に向けて、市民・事業者に対して、節水に関する情報提供や意識啓発を行うとともに、水道管の漏水対策を推進します。また、農業用水、工業用水の有効利用に向けた取組みを支援します。

2) 家庭や事業所における雨水貯留の促進

貴重な水資源としての雨水を有効利用するため、家庭や事業所における浄化槽転用型雨水貯留槽の設置を呼びかけ、雨水貯留対策の必要性について積極的に周知します。

3) 雨水の地下浸透の促進

豪雨による水害の防止や地下水の涵養を図るため、雨水の地下浸透を促進し、家庭や事業所敷地内における雨水浸透ますや透水性舗装の設置を促進します。

4) 下水処理水の再利用の検討

下水処理水の再利用について、再生資源化等を含めた検討を行います。

4. 健全で快適に暮らせるまち

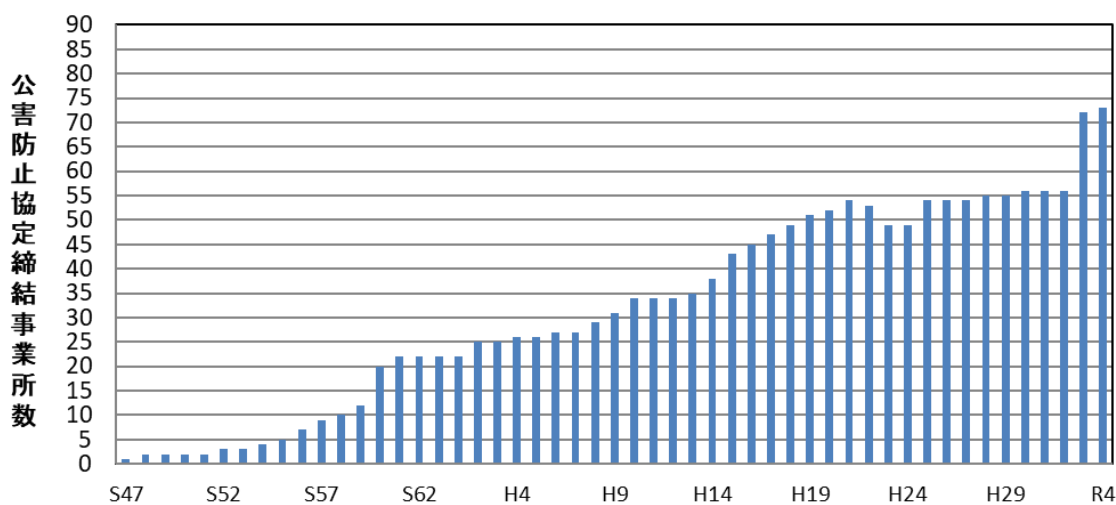
4-1 事業所とともに環境対策を行う

(1) 製造事業所への対策



■ 環境の現況・課題等

本市の臨海企業団地、浦片企業団地及び鬼塚内陸企業団地に進出している企業との間では、本市独自の「臨海進出企業に対する公害防止指導指針」に基づいた公害防止協定の締結を行い、事業所からの環境影響の未然防止を図っています。



公害防止協定締結事業所数の推移

※令和3年(2021年)の増加については、田原市臨海工業団地振興会と協定を締結していたが、振興会の解散に伴い、振興会に属する各企業と個別で協定を締結したものです。

■ 具体的な施策展開

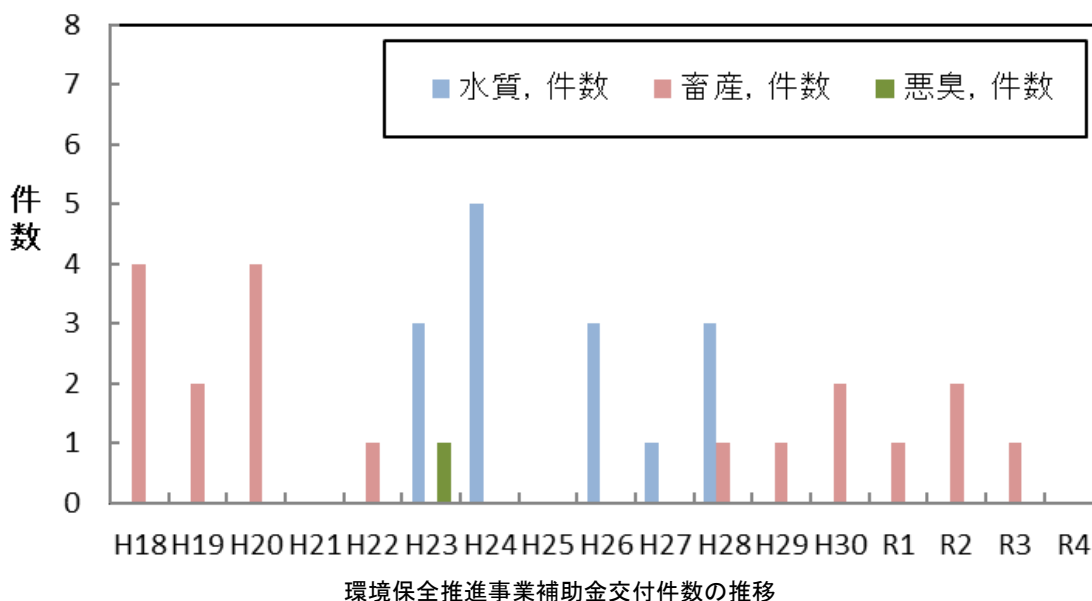
- 1) 臨海企業団地、浦片企業団地及び鬼塚内陸企業団地における公害防止対策の実施
 臨海工業地帯への進出企業と公害防止協定を締結し、公害の発生を抑制します。
 また、臨海工業地帯以外の地域において公害が懸念される事業所が設置される際にも公害防止協定を締結します。
- 2) 中小企業の公害防除施設等整備に対する支援
 中小企業における公害対策のひとつとして、環境保全推進事業補助金を活用した公害防除施設の整備を推進します。

(2) 畜産事業場への対策

■ 環境の現況・課題等

本市では、中小企業の公害防除施設設置に対しても補助金を交付しています。内容は

水質汚濁防止、畜産環境汚染防止、悪臭防止の3種類で、近年は補助件数及び補助金額ともに減少傾向にあります。



■ 具体的な施策展開

1) 畜産事業場等の巡回指導<重点>

畜産事業場等からの水質汚濁や悪臭等の環境影響を防止するため、県と合同で畜産事業場等の巡回指導を行います。

2) 畜産事業場の公害防除施設等整備に対する支援<重点>

畜産事業場における水質汚濁や悪臭等への対策のひとつとして、環境保全推進事業補助金を活用した公害防除施設の整備を推進します。

3) 家畜排泄物処理・保管施設整備の推進<重点>

家畜排泄物の処理・保管時における流出・漏出等による環境への影響を防止するため、処理・保管施設の補修・増設について、補助事業による施設整備を推進します。



農地還元施設(攪拌式乾燥ハウス)



水質汚濁防止施設(浄化槽)

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
畜産事業場等の巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> 畜産事業場等の巡回指導を行い、環境への悪影響の未然防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 畜産事業場等から発生する水質汚濁・悪臭等の監視に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 畜産事業場から発生する環境影響の未然防止に努めます。
畜産事業場の公害防除施設等整備に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全推進事業補助金を活用して、畜産環境汚染防止等のための施設整備を推進します。 		<ul style="list-style-type: none"> 家畜糞尿の農地還元を目的とした処理施設等の設置を行い、環境汚染の未然防止に努めます。
家畜排泄物処理・保管施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 畜産事業場の家畜排泄物処理・保管施設の補修・増設に対し、補助事業による支援を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> 家畜排泄物処理・保管施設の補修・増設及び適切な維持管理に努めます。

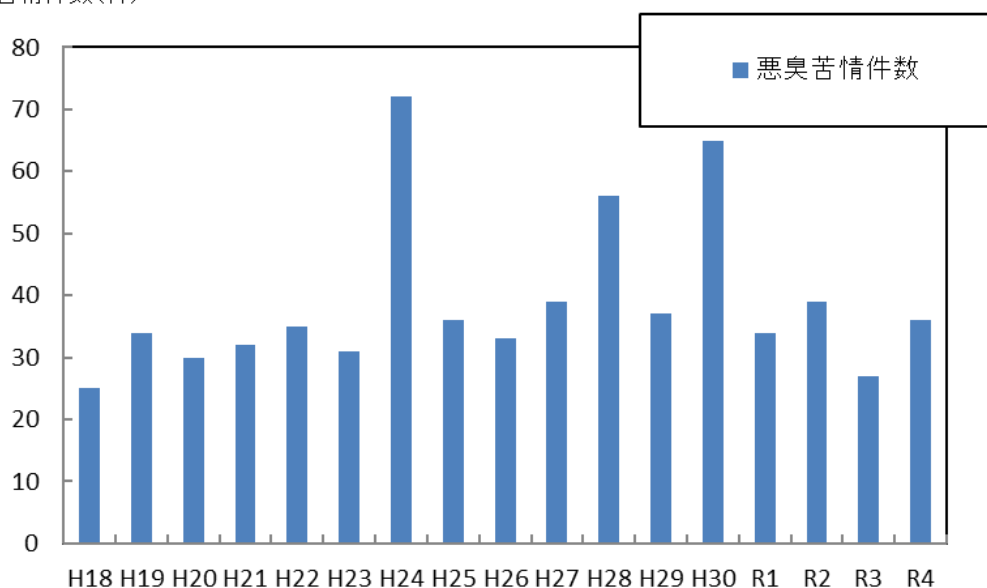
(3) 悪臭発生事業所への対策

■ 環境の現況・課題等

本市における令和4年度(2022年度)の公害苦情の中では悪臭関係が最も多くなっています。

また、近年は悪臭の発生源も従来からの工場や畜産事業場のほかに、堆肥の製造事業所や農地への堆肥投入が悪臭の原因となるケースが増えています。

悪臭苦情件数(件)



悪臭苦情件数の推移

■ 具体的な施策展開

1) 農地への堆肥投入における悪臭防止対策<重点>

農地に堆肥を使用する場合には、悪臭が発生しない堆肥を使用すること、過剰な施肥を行わないこと、農地に搬入した堆肥を直ちに鋤き込むこと等、悪臭の発生防止について耕作者に周知し、協力を求めます。

2) 悪臭を発生する事業所への対策<重点>

悪臭により周囲の生活環境を悪化させている事業所に対し、悪臭発生施設の密閉化や防臭施設の整備を促すとともに、悪臭苦情が発生した場合は、悪臭防止法及び田原市環境保全条例に基づく指導を実施します。

また、広域的な取組みが必要とされる場合には、国や県、近隣市町さらには関係機関が協力して繰り返し監視、指導することで悪臭発生の抑止に努めます。

3) 環境に配慮した土づくり

緑肥の種子代を支援することによる緑肥作物の推進、適正な施肥量を学ぶ土づくり講習会の開催などにより、化学肥料の削減に努めます。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
農地への堆肥投入における悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 田原市内の巡回指導や広報、ホームページ等で堆肥散布による悪臭抑制の記事を掲載するなど、悪臭防止対策に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地に搬入された堆肥から発生する悪臭等の監視に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 完熟堆肥の使用、過剰な施肥を行わない、農地に搬入した堆肥の早期鋤き込み等、悪臭の発生防止に努めます。
悪臭を発生する事業所への対策	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭発生の抑制を図るため、不定期に事業所を訪問する等、必要な助言や指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等から発生する悪臭等の監視に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所から発生する悪臭の未然防止に努めます。



緑肥(ソルゴー)を使った土づくり

4-2 環境を監視する

(1) 大気汚染の監視



■ 環境の現況・課題等

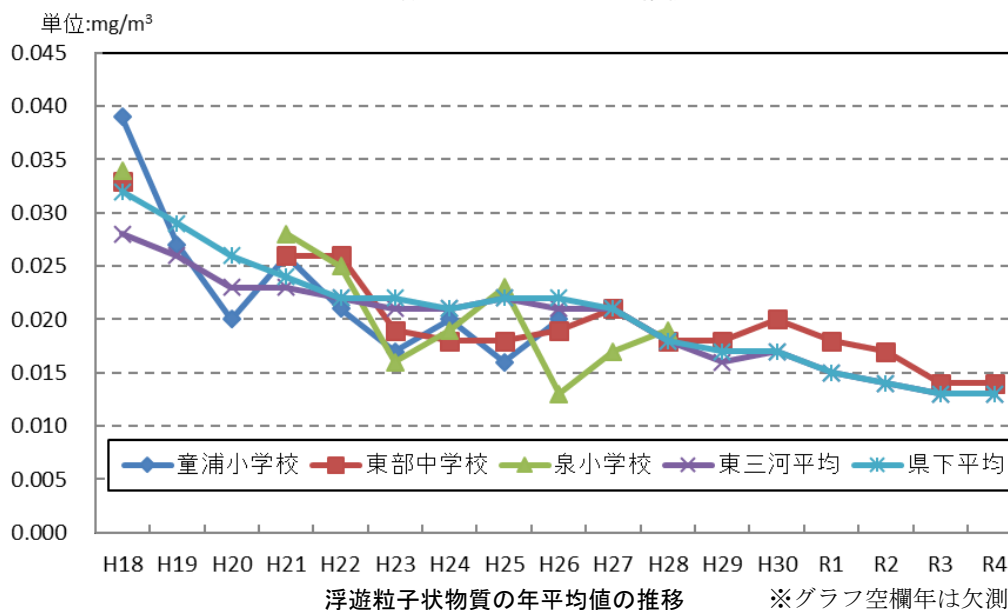
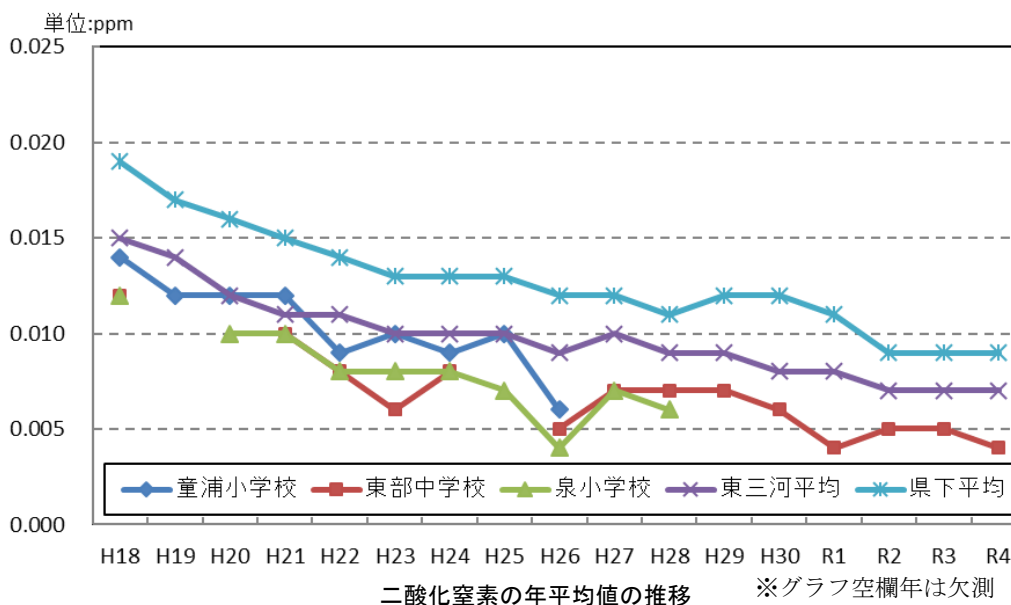
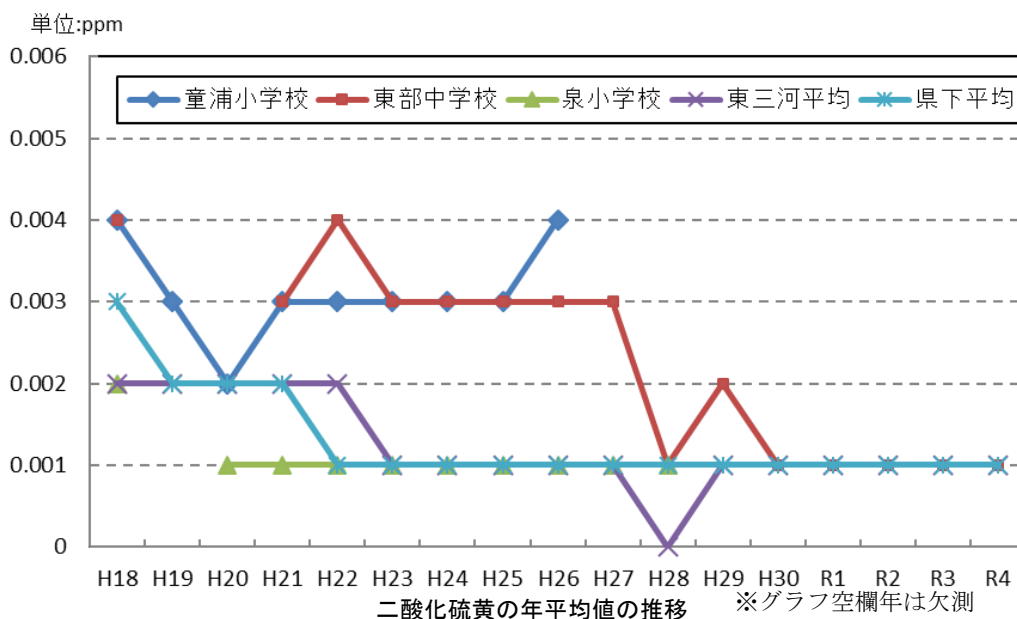
現在、本市所有の大気汚染測定局が1か所あります。二酸化硫黄及び二酸化窒素については環境基準を達成しており、平成17年度(2005年度)以降の年平均値で見ても横ばいかやや減少傾向となっています。また、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては達成されていない項目・地点がありますが、浮遊粒子状物質の年平均値は、長期的には低下傾向にあります。

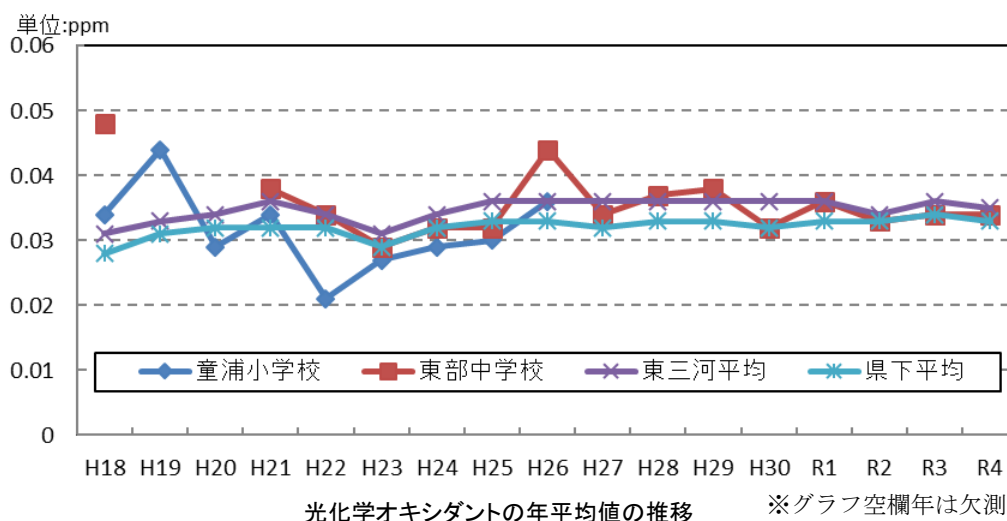
近年では、大陸からの越境大気汚染と考えられる黄砂や微小粒子状物質(PM2.5)による健康影響が懸念されます。

○大気汚染に係る環境基準

物質名 (告示日)	環境基準			備考
	環境上の条件	達成期間	適用除外	
1 一酸化炭素 (昭和48.5.8)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	早期に達成	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所	
2 浮遊粒子状物質 (昭和48.5.8)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	浮遊粒子状物質とはその粒径10μm以下の大気中の浮遊粉じんを示す。
3 二酸化窒素 (昭和53.7.11)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあつては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、原則として7年以内に達成	同上	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めること。
4 光化学オキシダント (昭和48.5.8)	1時間値が0.06ppm以下であること。	早期に達成	同上	光化学オキシダントとはオゾン、PAN等光化学反応により生成される酸化物質をいう。
5 二酸化硫黄 (昭和48.5.16)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下でありかつ1時間値が0.1ppm以下であること。	原則として5年以内に達成	同上	







■ 具体的な施策展開

1) 大気汚染の測定監視

環境基準の達成を目指して、東部中測定局及び童浦小測定局（県管理）にて大気の監視を引き続き実施します。

2) 発生源の監視

主要特定事業場については、定期的に公害防止協定に伴う保全計画書に基づく対象物質の測定結果の報告をもって、発生源の監視に努めます。

3) 微小粒子状物質（PM2.5）

愛知県を3地域（尾張・西三河・東三河）に分け、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えそのような場合等は、愛知県より地域毎に注意喚起情報が発令されます。注意喚起情報が発令された際には、市民に対し情報提供を行います。

4) 光化学オキシダント

愛知県を15区域に分け、オキシダント濃度の1時間値が 0.08ppm 以上となり、今後の気象状況から光化学スモッグ予報や注意報等が発令されます。予報や注意報等が発令された場合は、市民に対し情報提供を行います。

(2) 水質汚濁の監視

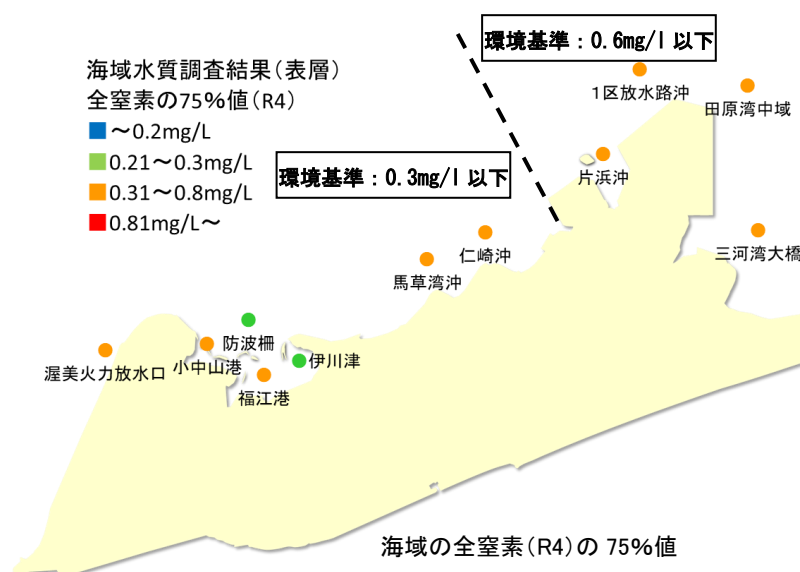
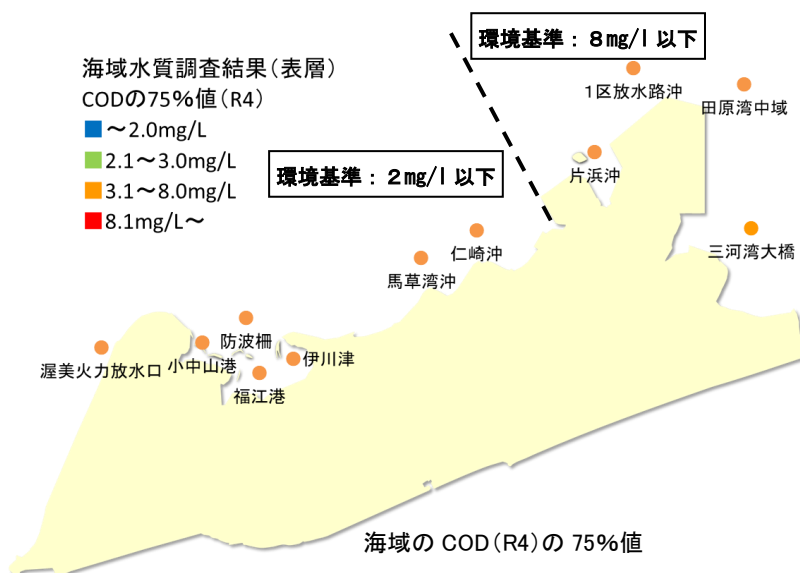
■ 環境の現況・課題等

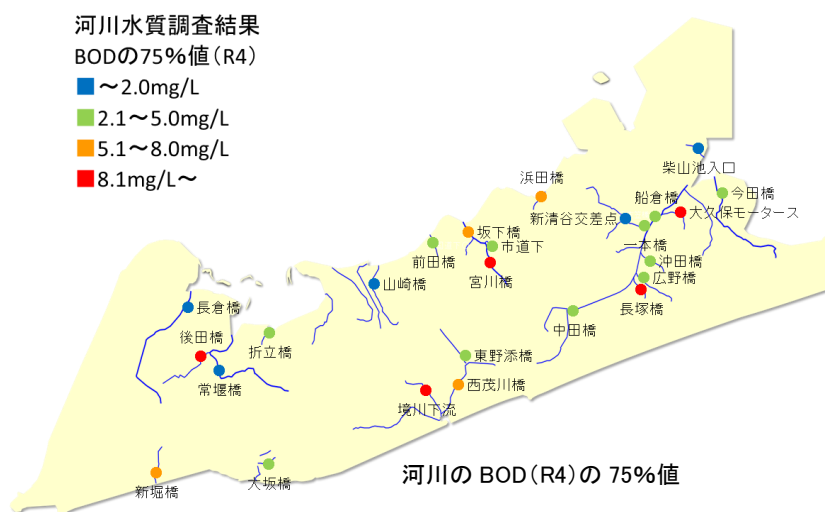
海域については、地域ごとに環境基準が設定されています。令和4年度（2022年度）のCOD^{*}の75%値では、三河湾大橋、田原湾中域、1区放水路沖、片浜沖において環境基準（ $8\text{mg}/\text{L}$ ）を達成していましたが、他の調査点では環境基準を満たしていませんでした。

また、令和4年度（2022年度）の全窒素の75%値では、三河湾大橋、田原湾中域、1区放水路沖、片浜沖、伊川津、防波柵において環境基準を達成していましたが、他の調査地点では環境基準を満たしていませんでした。

河川については、環境基準が設定されている汐川（船倉橋、中田橋）D類型（環境基準8mg/L）では、環境基準が達成されています。その他の河川については、令和4年度（2022年度）のBODの75%値で見ると、23か所の調査地点のうち魚が息できると言われていたBOD5mg/L以下の水質であったのは、14か所であり、9か所はこの値を超えていました。

三河湾における栄養塩（全窒素、全リン）の濃度について、近年は横ばい傾向を示す海域もありますが、長期的には低下傾向が見られます。栄養塩は、植物の生育に欠かせない海水中の溶存物質であり、貧栄養化になるとノリの色落ちや、アサリの餌不足が発生します。そのため、水質の保全と豊かな海の両立を目指し、取り組んでいく必要があります。





※COD: 化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand) の略。酸化剤を加えて水中の有機物と反応させたときに消費する酸素の量のことで、湖沼及び海域の水質を表す指標として用いられる。

■ 具体的な施策展開

1) 河川・海域の水質調査の実施

環境基準の達成を目指して、河川及び海域における水質の監視を引き続き実施します。現在実施している測定箇所数や項目等については毎年再検討を行い、有効な監視の継続に努めます。

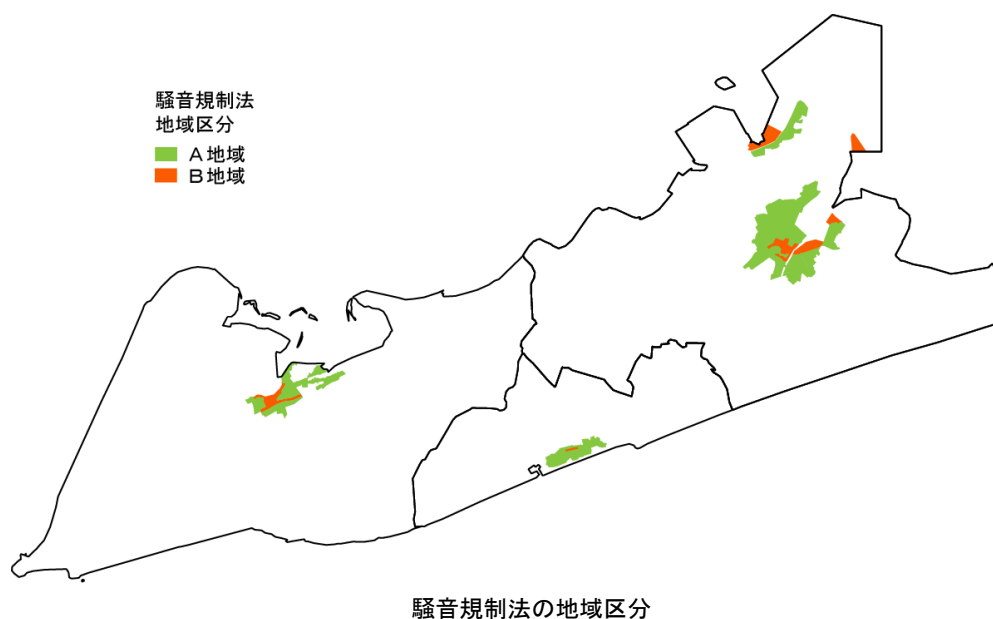
(3) 騒音・振動の監視

■ 環境の現況・課題等

騒音に関する環境基準は地域類型ごとに決められており、本市の市街化区域では、地域区分が定められています。

市内 17 箇所環境騒音、主要道路沿線 16 箇所道路交通振動の測定を行っております。現在のところ比較的良好な状況にありますが、測定箇所に地域的な偏りがあることもあり、今後は都市化の進行に合わせた測定箇所の再配置等を検討し、良好な環境を保っていく必要があります。

また、平成 24 年度 (2012 年度) から自動車騒音の面的評価を開始しました。これは道路から 50m 以内にある建物について、それぞれ自動車騒音値を推計するもので、環境基準を達成している戸数で達成状況を評価するものです。毎年、市内の 5 路線 5 地点程度を選定して調査を行っていますが、おおむね良好な状況です。



■ 具体的な施策展開

1) 騒音・振動の測定監視

環境騒音及び道路交通振動の測定箇所については、道路の使用状況等を考慮し再検討する等、柔軟に対処していく必要があります。

自動車騒音の面的評価は毎年調査か所を変更し、5年間を目安に地域全体をカバーするよう、計画的に測定監視を行います。

4-3 きれいな水を守る

(1) 生活排水対策



■ 環境の現況・課題等

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの整備により、汚水を適切に処理することが可能になった人口の比率を汚水処理人口普及率と呼び、本市では令和4年度末（2022年度末）で97.4%に達し、愛知県全体の92.8%を上回っています。

汚水処理の現況

					令和4年度末
	汚水処理人口普及率	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	コミュニティプラント
田原市	97.4%	55.6%	39.0%	2.3%	0.4%
愛知県計	92.8%	81.0%	1.8%	9.9%	0.1%

注1：汚水処理人口普及率(%)＝(公共下水道処理人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口＋コミュニティプラント処理人口) / 行政人口×100

注2：公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントの「処理人口」は、それぞれの施設による汚水処理が可能となった区域に居住する人口、合併処理浄化槽人口は施設の設置済み人口を示す。

注3：合併処理浄化槽人口は、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントの供用開始区域を除く。

参考：愛知県建設部下水道課「あいちの下水道(ホームページ)」

処理方式別に接続状況を見ると、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントの供用区域内人口の行政人口に対する比率は95.6%に達しています。また、水洗化率(供用区域内人口のうち、下水道等に接続している人口の割合)は公共下水道で91.5%、農業集落排水が90.2%で、この比率をさらに上げていく必要があります。

公共下水道等の現況

					令和4年度末
	行政人口(人)	供用区域内人口(人)	接続人口(人)	普及率(%)	水洗化率(%)
公共下水道	33,444	32,933	30,146	55.6	91.5
農業集落排水	23,112	23,403	21,120	39.5	90.2
コミュニティプラント	258	258	258	0.4	100.0
合計	56,814	56,594	51,524	95.6	91.0

注1：接続人口は、下水道等が使える人のうち、下水道等を使っている人の数

注2：普及率(%)＝(供用区域内人口/ 行政人口 59,229人)

注3：水洗化率(%)＝(接続人口/ 供用区域内人口)

■ 具体的な施策展開

1) 公共下水道等の整備促進

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水等の整備地域を計画的に整備します。

2) 公共下水道等整備地域における接続の促進<重点>

公共下水道等への接続について意識啓発を行い、接続工事に対する利子補給制度（排水設備等資金利子補給制度）のPRを行い、接続促進を図ります。

3) 合併処理浄化槽への転換の促進

下水道事業区域外においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

4) 公共下水道放流水の高度処理による負荷低減<重点>

最終的な放流先である三河湾の水質を保全するため、下水処理場に窒素・リンの高度処理施設の整備を推進し、放流水の環境用水等としての有効活用を検討します。

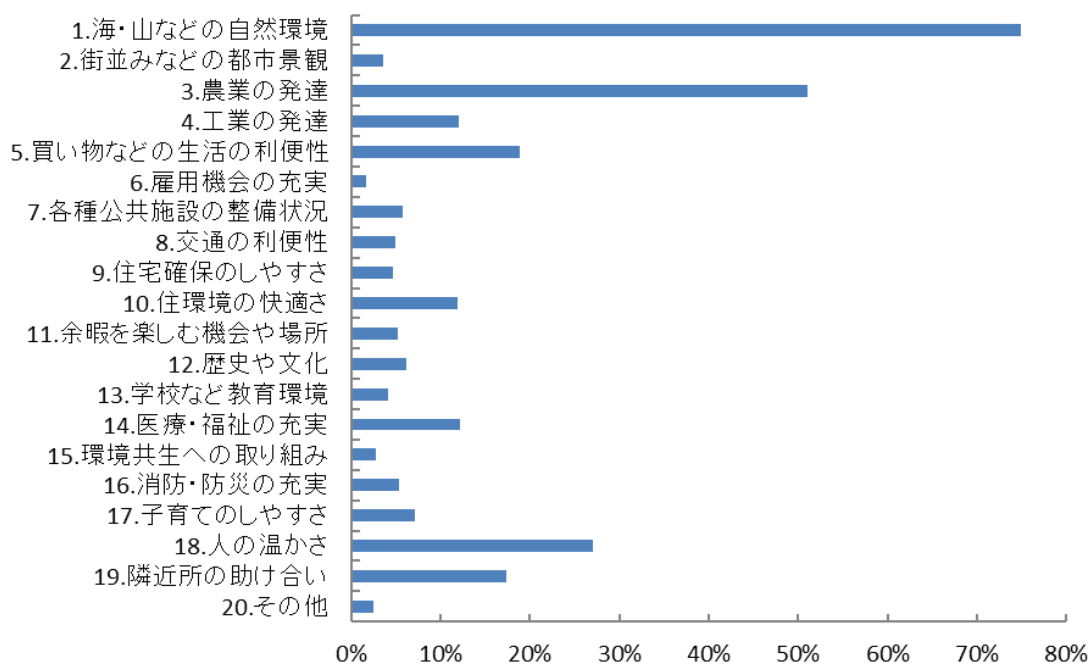
■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
公共下水道等整備地域における接続の促進	・ 水洗便所等の改造資金利子補給制度などをPRし、公共下水道等への接続を促進します。	・ 公共下水道、農業集落排水等に接続し、利用します。	
公共下水道放流水の高度処理による負荷低減	・ 公共下水道放流水は高度処理を行い、放流水中の窒素・リンの濃度の低減を図ります。	・ 油や薬品等の悪水は流しません。	

(2) 海域・河川浄化に関する意識啓発

■ 環境の現況・課題等

市民へのアンケートで、「本市が優れていると感じることは」との問いに、「海や山などの自然環境」「農業の発達」が他の項目を大きく上回っており、自然環境等の保全に関心が高いことが分かります。このことから、地域における自然環境を地域の財産としてとらえ、自然を保全・活用する活動を推進し、自然環境等の保全・回復に努める必要があります。



田原市が優れていると感じることは(令和4年度 市民意識調査より) ※再掲(p14)

■ 具体的な施策展開

1) 海域・河川の現状及び住民意見・要望の把握

地域環境保全委員や自治会等によって、市内の海域や河川の水質汚濁・臭気等の監視報告をしてもらうとともに、河川環境に関する地域住民の意見、要望の把握に努めます。

2) 河川の浄化対策の実施

環境保全に配慮した整備や環境保全型農業の推進、さらにはボランティア団体による河川美化活動等により、水辺の植物の保全回復を図り、河川の浄化対策を実施します。



竹炭による河川の浄化活動(免々田川にて)

4-4 マナーを守って暮らす

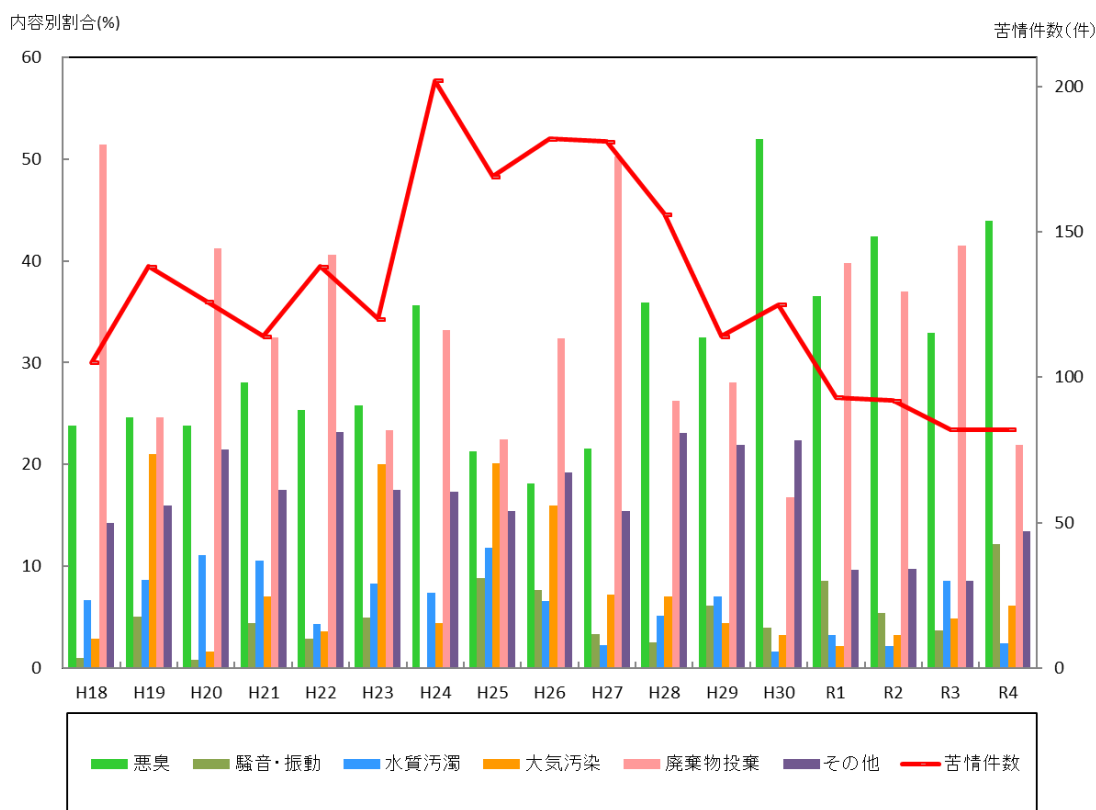
(1) 近隣公害対策



■ 環境の現況・課題等

本市におけるこれまでの公害苦情の割合は、廃棄物投棄に関するものが最も多く、ついで悪臭となっており、近年も同様の傾向が見られます。令和4年度（2022年度）には悪臭が最も多い状況でした。悪臭苦情の大半は農業が起因となるケースが多く、対策が急務となっています。

一方、振動や騒音に関する苦情は比較的少なく、10件未満となっています。総苦情件数は年間約100～200件で推移しており、近年では150件以上の苦情が寄せられる年が多くなっています。



公害苦情件数及び内容の推移

■ 具体的な施策展開

1) 公害苦情調査等の実施

公害苦情の処理体制を充実します。また、被害の深刻化を未然に防止するため、調査・測定結果の分析や未然防止のための啓発活動等を行います。

4-5 緑あふれるまちをつくる

(1) 快適な景観の形成



■ 環境の現況・課題等

社会の成熟化や価値観の多様化などにより、都市の質的な向上が求められる昨今、緑や景観に対する市民の意識も高まってきています。

このような背景のもと、渥美半島の良好な景観を守り・つくり、次世代につなぐため、本市では、景観形成の基本的な方針である田原市景観基本計画に基づき、良好な景観形成を推進しています。

■ 具体的な施策展開

1) 自然景観の形成<重点>

本市を特徴づける景観として、海・山・農地などの自然景観の保全・形成を図ります。

2) 街並景観の形成<重点>

良好な街並景観の保全・形成を図ります。なお、施策の展開に際しては、市民・事業者などと連携・協働して取り組みます。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
自然景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 景観に配慮した道路・河川・海岸などの整備等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 里山保全活動に参加し、里山景観を守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発にあたっては、景観に配慮した事業を実施します。 農地保全・農地の土砂流出防止など維持管理を適切に行い、良好な景観の形成に配慮します。
街並景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりの推進・普及・啓発を図ります。 市民の活動組織の立ち上げ及び活動を支援します。 屋外広告物の適正な規制・誘導に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりへの活動に参加し、良好な景観の保全に努めます。 暮らしの中の景観に関心を持つように努めます。 地域に調和する建築や工作物の設置を行うよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市のまちづくりを担う一員として景観まちづくりの重要性を認識します。 地域の景観に調和する建築物や工作物の設置に留意します。 地域での景観まちづくり活動に参加するよう努めます。 屋外広告物の適正化を図ります。



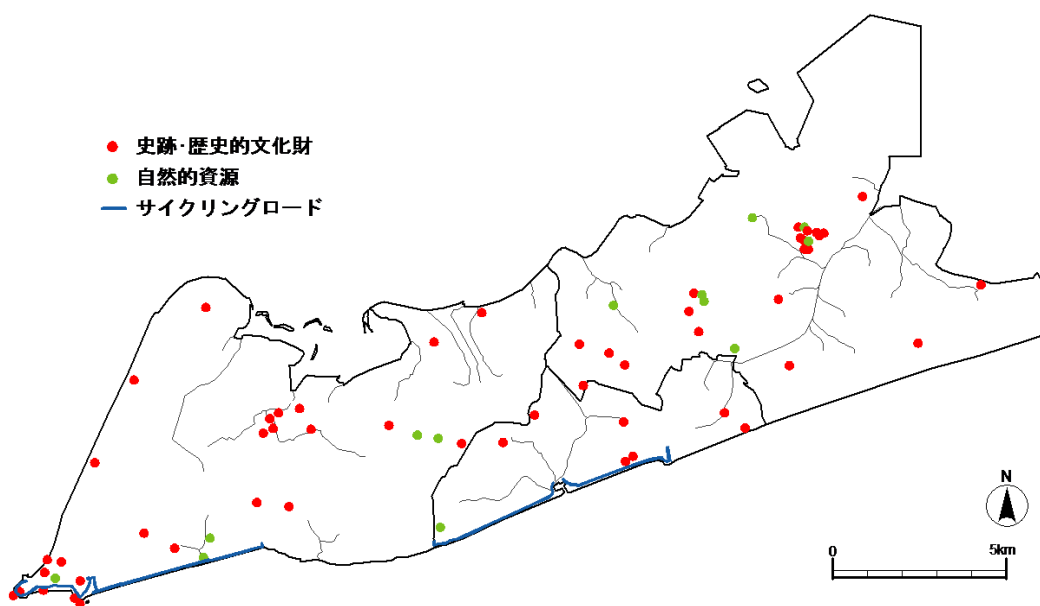
太平洋ロングビーチの夕焼け(自然景観)

(2) 歴史・文化の保全

■ 環境の現況・課題等

本市には、田原城跡をはじめとする数多くの史跡、文化財が残されており、豊かな自然環境に基づく資源も数多く分布しています。

太平洋岸の表浜には伊良湖岬から赤羽根方面に田原豊橋自転車道（渥美サイクリングロード）が整備されています。



史跡・文化財等の分布

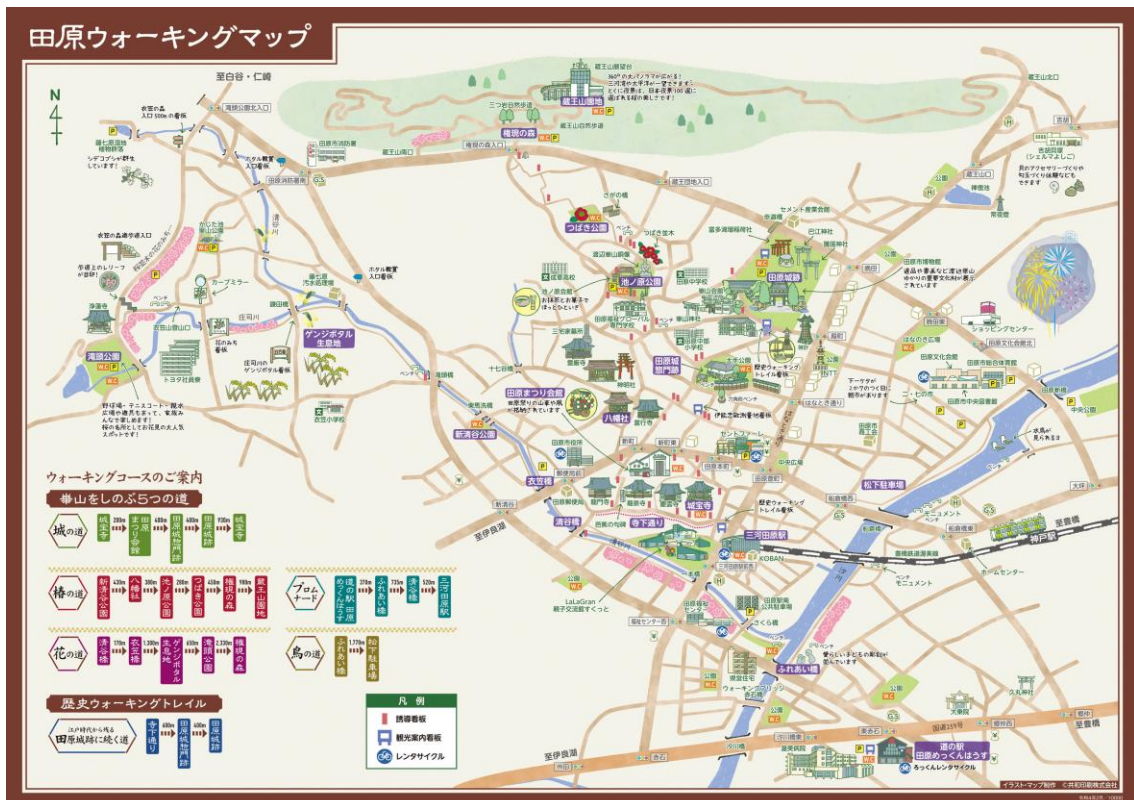


田原城跡付近(田原町)



桜のシデコブシ自生地(伊川津町)

田原市街地の史跡や文化財、自然環境資源等を巡るウォーキングコース、伊良湖岬周辺の自然環境資源を巡る遊歩道が設けられており、それぞれにウォーキングマップが作成されています。田原市街のコースは「歴史ウォーキングトレイル」のほか、「プロムナード」、「椿の道」、「城の道」、「花の道」、「鳥の道」の5種類あり、各ポイントにはオブジェやベンチが設置されているため、高齢者の方も安心して歴史的情緒や自然環境に親しみながら歩くことができるように配慮されています。



田原市街地のウォーキングマップ

■ 具体的な施策展開

1) 田原市博物館、吉胡貝塚史跡公園（シェルマよしご）の活用

田原市博物館、吉胡貝塚史跡公園を中心として、地域の歴史・民俗資料等を適正に保管・公開し、歴史学習の拠点づくりと指導・伝承のための人材育成を行います。

2) 自然・歴史・文化資源のネットワーク化＜重点＞

まちの魅力を再発見し、自然や歴史、文化と暮らせるまちづくりを進めるため、自然・歴史・文化資源を市民や NPO 法人等と協力して掘り起こすとともに、既存のウォーキングコースや自転車道等を活用して、ネットワーク化を図ります。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
自然・歴史・文化資源のネットワーク化	・ 自然・歴史・文化資源を市民や NPO 法人等と協力して掘り起こし、ネットワーク化します。	・ 市と協働して自然・歴史・文化資源をネットワーク化する取り組みに参加します。	

(3) 公園・緑地の確保

■ 環境の現況・課題等

本市は、半島全域において森林や農地、干潟などの緑豊かな自然環境に恵まれた地域となっており、近年では市民が主体となった里山やハイキングコースなどの整備が進められています。一方、都市公園は、街区公園が 26 か所、総合公園が 2 か所、運動公園が 1 か所、都市緑地が 3 か所あり、合わせて 43.14ha で市民の余暇利用に寄与しています。市民一人当たりの公園面積は 7.28 m²となっています。なかでも、滝頭公園（供用面積 9.40ha）は市街地周辺における動物、植物の重要な生息地であり、市民の憩いの場やスポーツの場としても重要な役割を果たしています。

また、都市公園以外にも史跡公園、農業公園などの施設があり、市民に利用されています。

公園緑地の現況

(R5. 8. 1 時点)

公園等の種類		都市公園施設			都市公園以外の施設	
		箇所数	面積(ha)	供用面積(ha)	箇所数	供用面積(ha)
公園	街区公園	26	8.63	8.53	74	41.88
	総合公園	2	21.50	20.20		
	運動公園	1	14.50	7.9		
	小計	29	44.63	36.63		
広場等		0	-	-	55	234.19
緑地		3	6.51	6.51	32	59.06
小計		32	51.14	43.14	161	335.13
合計		193 箇所 378.27 ha (供用面積)				



滝頭公園の桜(田原町)

■ 具体的な施策展開

1) 核となる緑地の保全・確保<重点>

蔵王山・衣笠山等、市街地の近くで核となる緑地を保全します。また、身近な社寺林や屋敷林等を市街地の中の貴重な緑地とし、地域の憩いの空間として活用します。

2) 工場敷地内の緑化の推進

臨海工業地帯進出企業については、「田原市工場立地法に基づく準則を定める条例」に基づき、敷地内の緑化を推進します。それ以外の企業についても同様に緑化の推進に努めます。

3) 宅地等の開発における緑地の確保

土地区画整理事業や宅地開発等を行う際には、法に定める面積に加え、地域の特性に合った公園・緑地を確保するとともに、都市基盤整備を推進し、安全な市街地の形成を図ります。

4) 緑のネットワークの形成<重点>

市街地における奨励花壇や地域の緑化、沿道花壇による沿道緑化等、市民・地域と協力して緑のネットワークの形成を図ります。

5) 緑化に対する意識の啓発<重点>

イベントや緑化パンフレット等を活用し、市民の緑化に対する意識の啓発を行います。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重点施策	市(行政)	市民	事業者
核となる緑地の保全・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山や樹林地の保全を推進します。 ・ 市街地の中の社寺林や屋敷林等の保全を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地周辺の里山や樹林地の保全に努めます。 ・ 自宅の屋敷林等はできる限り残します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地周辺の里山や樹林地の保全に努めます。
緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「緑のまちづくり推進協議会」を中心とした地域の緑化を推進します。 ・ 奨励花壇や沿道花壇による沿道緑化、ワンポイント緑化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と協働して、花壇の管理や緑化木の植樹等、地域の緑化に主体的に関わります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所敷地内の緑化を積極的に行い、地域緑化の担い手となります。 ・ 緑化した敷地のうち、一般開放できる場所は地域に開かれた緑地として開放します。
緑化に対する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化に対する意識啓発を行います。 		

第4章 計画の推進

本計画の目指す環境像を実現するためには、市民・事業者・市のそれぞれが互いの役割を認識し、連携・協働して、環境の保全と創造に向けた取組みを進めること、また推進体制や進行管理の仕組みを整備することが必要不可欠です。

1. 市民・事業者・市の協働体制の構築

現在、本市においては市民・事業者・市の3者の協働体制の確立に向けて、以下の取組みを推進します。

(1) 環境問題を身近に感じ、具体的行動につなげられる教育の実施

地球温暖化、ごみの不法投棄、河川の汚濁、悪臭などの顕在化した環境問題の多くは、市民の日常生活や事業活動による環境への負荷が主な原因となっています。

環境問題は、一人ひとりが問題を知り、人間活動と環境との関わりについて正しく理解し、自分自身に関連のある問題として捉え、解決のための行動を実践し、「できることから行動を行う」ことが大切です。

そのためには、子どもから大人までの様々な階層の市民が、家庭や学校、地域、職場などのいろいろな場において積極的に環境学習・環境教育に取り組むことができる機会と手段の提供が必要です。

特に、将来を担う子どもたちに対しては、本市を取り巻く環境の良さ・楽しさを知り、将来にわたって守り続けていくためにはどのような行動が必要なのか、自ら主体的に考える機会を設ける必要があります。

そこで、自然観察会などの体験型学習会、地域や海岸の清掃活動、日常生活でのゴミの減量化などの実践活動等の場や機会、知識の提供を行い、環境意識の向上を目指します。

(2) 情報の共有

環境問題を自らの問題として認識し、市民・事業者・市が互いに連携・協働して積極的に取組みを進めるためには、環境に関する様々な情報を共有することが必要です。

そこで、それぞれの持つ環境に関する情報を積極的に公表し、共有するための取組みを行うことが重要となり、市は、情報の有効活用のための体制づくりを進

- 環境に関する様々な情報の共有化
- ・市は環境に関する調査を行っていますが、特定の地域や分野に関しては地元の市民やNPO法人等の方が詳細な情報を持っている場合があります。
 - ・環境対策技術の動向や企業・業界の環境に対する考え方や取組みなどに関しては、事業者の方がより多くの情報を持っている場合があります。
 - ・環境問題に対する考え方や今後期待される技術、国内外の動向などについては、大学や研究機関などの専門家の持つ情報を積極的に取得する必要があります。

めます。

《体制づくりのための取組》

- ・ 情報交換の場の設置
- ・ 大学や研究機関と連携した情報収集
- ・ 定期的な情報交換の実施
- ・ 集められた情報の整理・体系化 等

また、市民・事業者・市の連携・協働による取組みを全市に広げるためには、情報を単に公表するだけでなく、受け手が取得しやすい形で提供することが必要です。そのためには、あらゆる手段を講じて取得・共有した情報を全市に流通させるための仕組みの検討を行います。

《環境情報の提供方法》

- ・ 市の広報・ホームページで公開
- ・ 自治会等の地域の組織の活用
- ・ 講演会やセミナーなどの開催
- ・ 常設の環境教育施設等における環境情報の提供 等



2. 推進体制

市民・事業者・市が協力して、本市の環境を保全するための取組みを進めるための推進体制を整備します。

■ 田原市環境審議会

田原市環境審議会は、田原市環境基本条例で位置づけられており、本市における環境の保全に関する事項を調査・審議する市長の諮問機関です。

本市の環境を保全するための取組みの状況について、田原市環境審議会において年次報告を行います。

3. 計画の進行管理

(1) 環境指標と数値目標の設定

本計画に基づく取組みの状況については、毎年進行状況を把握し、「田原市環境審議会」において年次報告を行います。また、この報告書を公表し、市民及び事業者に対して情報提供を行います。

本計画の進行状況や目標達成状況の把握にあたっては、これらの目安となる「環境指標」と目標値を設定しました。環境指標には、統計数値や事業量等から容易に把握でき、それぞれの施策の現状を測るものさしとなる数値を選定しました。また、計画期間の最終年である2027年度（令和9年度）を目標値として設定しています。

分野別 環境像	施行の 方向性	環境指標	当初値 (H17年度)	現況値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
1 （ る 田 原 市 生 物 多 様 性 地 域 戦 略 ）	1-1 ふるさとの自然を守る	自然保護活動を行うNPO等団体数 (里山保全団体)	5団体	8団体	9団体
	1-2 自然の持続可能な利用を推進する	経営耕地面積の確保	—	6,290ha	6,290ha
	1-3 自然とのふれあいを推進する	干潟観察会や河川水生生物調査の実施回数	—	2回/年	4回/年
	1-4 環境保全に係る仕組みを充実する	小中学校における自然環境に関する体験学習回数（美化活動・環境保全活動等）	小学校20校で年間90回実施 中学校7校で年間11回実施	小学校18校で年間356回実施 中学校4校で年間39回実施	小学校1校当たり20回/年 中学校1校当たり10回/年
		事業者の行う社会貢献事業と連携した環境保全活動数	—	4件/年	5件/年
2 る 地 球 ま ち 温 暖 化 調 和 策 を 図 っ た	2-1 脱炭素社会を実現する	一般住宅の太陽光発電導入率 ※1	2.7%	17.7%	18.0%
		たはらエコチャレンジ宣言登録者数（累計）	—	3,749人	4,500人

分野別 環境像	施行の 方向性	環境指標	当初値 (H17年度)	現況値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
3 環 資 さ 源 せ を る 大 ま 切 ち に し、 循	3-1 ごみの少ないまちを つくる	1人1日当りの家庭系ごみ排出量	749 g/人・日	522 g/人・日	430 g/人・日
		ごみ資源化率	26.7%	31.1%	44.0%
		「田原を美しくする推進デー」の 実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
	3-2 資源の循環を確保す る	菜の花エコプロジェクトによる農 地引き渡し面積（累計）	0.9ha (H18年度)	14.7ha	15.0ha
4 健 全 で 快 適 に 暮 ら せ る ま ち	4-1 事業所とともに環境 対策を行う	公害防除施設を整備し、管理が適 切に行われている畜産事業所の割 合	69.4%	90.7%	95.0%
		公害防除施設等設置整備補助金交 付件数	7件	6件 (H30~R9 の累計件数)	20件 (H30~R9の累計 件数)
	4-2 環境を監視する	市内河川の年平均BOD値5mg/ℓ 達成割合 ※2	52.6%	64.0%	70.0%
		水質環境基準値(河川)の達成割合 (BOD75%値8mg/ℓ) ※3	—	80.0%	80.0%
	4-3 きれいな水を守る	汚水処理人口普及率 (公共下水道・農業集落排水・コ ミュニティプラント・合併処理浄 化槽処理人口/行政人口)	84.1%	97.4%	98.0%
	4-4 マナーを守って暮ら す	悪臭に関する苦情件数	23件	36件	年間 20件以下
	4-5 緑あふれるまちをつ くる	一人当たり都市公園面積（供用面 積）	4.8㎡	7.2㎡	10.0㎡
沿道花壇数		488か所	658か所	800か所	

※1 導入率：導入累計件数／持ち家世帯数

※2 市調査25地点のうち年平均BOD値が5mg/ℓ以下の割合

※3 市調査25地点のうち年間のBOD75%値が8mg/ℓ以下の割合

(2) 施策を実施する関連課

本計画に基づく施策の実施内容ごとに関連する課を定め、これに基づいて各施策を実施します。

分野別環境像	施策の方向性	基本的施策	実施内容	関連する課	
1 豊かな自然を育み、自然と共存するまち（田原市生物多様性地域戦略）	1-1 ふるさとの自然を守る	(1) 優れた自然環境の保全	1) 自然公園区域における優れた自然環境の保護	環境政策課	
			2) 海岸の浸食対策の実施	維持管理課	
		(2) 渥美半島の特徴的な動植物の保全	1) 貴重な自然の指定地域における保護対策の推進	環境政策課 文化財課	
			2) 動植物の生息・生育地の保全	環境政策課	
		(3) 身近な自然環境の保全	1) 身近な緑地の保全	維持管理課 街づくり推進課	
			2) 外来種対策の実施	環境政策課	
		1-2 自然の持続可能な利用を推進する	(1) 農林水産業の振興を通じた自然環境の保全	1) 遊休農地の有効活用	営農支援課 農業委員会事務局 農政課 環境政策課
				2) 計画的な森林整備と地域産木材の有効活用	農政課
				3) 漁場環境の改善	農政課
	3) 有害鳥獣対策の実施による農業被害への対策			環境政策課 農政課	
	(2) 体験型観光の推進を通じた自然環境の保全		1) 自然環境・観光資源の掘り起こしと利活用	農政課 観光課	
	1-3 自然とのふれあいを推進する。		(1) 自然とふれあう場の再生	1) 「里の干潟」の再生	環境政策課
				2) 河川の再生	環境政策課 建設課
		(2) 自然とふれあう場の創出と利活用の推進	1) 自然とふれあう場としての農地の利活用	環境政策課 農政課	
	1-4 環境保全に係る仕組みを充実する	(1) 環境学習の推進	1) 地域と連携した環境学習の場の創出	環境政策課 街づくり推進課	
			2) 身近な自然等を題材とした環境学習の実施	環境政策課 学校教育課 農政課	
			3) 環境情報の提供	環境政策課 及び関係各課	
		(2) 市民・事業者・行政の連携体制の整備	1) NPO法人等との連携による自然保護活動の推進		環境政策課 街づくり推進課 学校教育課 農政課
				2) 事業者との連携による自然保護活動の推進	環境政策課

分野別 環境像	施策の方向性	基本的施策	実施内容	関連する課	
2 環境との調和を図った地球温暖化対策を進めるまち	2-1 脱炭素社会を実現する	(1)脱炭素エネルギーの導入推進	1)脱炭素エネルギー導入プロジェクト	環境政策課	
				農政課	
				財政課	
				企業立地課	
					街づくり推進課
		(2)エコライフの推進	2)エコライフ推進プロジェクト	環境政策課	
				健康課	
				建築課	
				農政課	
				観光課	
		(3)環境面での優位性を持つ産業基盤構築の推進	3)エコ・インダストリープロジェクト	環境政策課	
				企業立地課	
				農政課	
				街づくり推進課	
		(4)コンパクトシティの推進	4)コンパクトシティプロジェクト	環境政策課	
				街づくり推進課	
			観光課		
			水道課		
			下水道課		

分野別環境像	施策の方向性	基本的施策	実施内容	関連する課	
3 資源を大切にし、循環させるまち	3-1 ごみの少ないまちをつくる	(1) 廃棄物の減量推進	1) ごみの発生抑制に向けた取組	廃棄物対策課	
			2) ごみの再使用に向けた取組	廃棄物対策課	
			3) ごみの再生利用に向けた取組	廃棄物対策課	
			4) ごみ処理適正化に向けた取組	廃棄物対策課	
			5) ごみの減量・資源化に関する共通事項	廃棄物対策課	
		(2) 廃棄物の再使用・再資源化	1) 農業用廃プラスチックの回収・有効利用の推進	農政課	
			2) 公共下水道・農業集落排水汚泥等の資源循環型処理手法の検討	下水道課 農政課 廃棄物対策課	
			3) 枝木類の資源化の実施	廃棄物対策課	
			4) ごみ処理広域化の推進	廃棄物対策課	
		(3) 廃棄物の適正処理	1) 一般廃棄物の適正処理	廃棄物対策課	
			2) 不法投棄の防止	廃棄物対策課	
			3) 農業用廃プラスチックの適正処理	廃棄物対策課 農政課	
		(4) 廃棄物の散乱防止	1) ごみ散乱防止の推進	廃棄物対策課 観光課	
			2) 空地等の適正管理	環境政策課 廃棄物対策課	
			3) 海岸漂着ごみへの対策	廃棄物対策課 観光課 維持管理課	
			3-2 資源の循環を確保する	(1) 環境保全型農業の推進	1) 耕畜連携による環境保全型農業の推進
	2) 良質堆肥の販売促進				環境政策課 農政課
	3) 減農薬・減化学肥料を目指す農業の育成				農政課
	3) 遊休農地の有効利用	環境政策課 農業委員会事務局 農政課 営農支援課			
	4) 家畜排泄物のエネルギー利用の検討	環境政策課 農政課			
	(2) 健全な水循環の確保	1) 節水の促進		水道課	
		2) 家庭や事業所における雨水貯留の促進		下水道課	
		3) 雨水の地下浸透の促進	下水道課		
4) 下水処理水の再利用の検討		下水道課			

分野別 環境像	施策の方向性	基本的施策	実施内容	関連する課	
4 健全 で 快適 に 暮ら せる まち	4-1 事業所とともに環境対 策を行う	(1) 製造事業所への 対策	1) 臨海企業団地、浦片企業団地及び鬼塚 内陸企業団地における公害防止対策の実 施	環境政策課 企業立地課	
			2) 中小企業の公害防除施設等整備に対す る支援	環境政策課	
		(2) 畜産事業場への 対策	1) 畜産事業場等の巡回指導	環境政策課 農政課	
			2) 畜産事業場の公害防除施設等整備に対 する支援	環境政策課 農政課	
			3) 家畜排泄物処理・保管施設整備の推進	環境政策課 農政課	
		(3) 悪臭発生事業所 への対策	1) 農地への堆肥投入における悪臭防止対 策	環境政策課 農政課	
			2) 悪臭を発生する事業場への対策	環境政策課	
			3) 環境に配慮した土づくり	農政課	
		4-2 環境を監視する	(1) 大気汚染の監視	1) 大気汚染の測定監視	環境政策課
				2) 発生源の監視	環境政策課
				3) 微小粒子状物質(PM2.5)	環境政策課
				4) 光化学オキシダント	環境政策課
	(2) 水質汚濁の監視		1) 河川・海域の水質調査の実施	環境政策課	
	(3) 騒音・振動の監視		1) 騒音・振動の測定監視	環境政策課	
	4-3 きれいな水を守る	(1) 生活排水対策	1) 公共下水道等の整備促進	下水道課	
			2) 公共下水道等整備地域における接続の 促進	下水道課	
			3) 合併処理浄化槽への転換の促進	下水道課	
			4) 公共下水道放流水の高度処理による負 荷低減	下水道課	
		(2) 海域・河川浄化に 関する意識啓発	1) 海域・河川の現状及び住民意見・要望の 把握	環境政策課 建設課	
			2) 河川の浄化対策の実施	環境政策課 建設課 農政課	
	4-4 マナーを守って暮らす	(1) 近隣公害対策	1) 公害苦情調査等の実施	環境政策課 及び関係各課	
	4-5 緑あふれるまちをつくる	(1) 快適な景観の形 成	1) 自然景観の形成	街づくり推進課	
			2) 街並景観の形成	街づくり推進課 維持管理課	
		(2) 歴史・文化の保全	1) 田原市博物館、吉胡貝塚史跡公園(シェ ルマよしご)の活用	文化財課	
			2) 自然・歴史・文化資源のネットワーク化	文化財課 観光課	
		(3) 公園・緑地の確保	1) 核となる緑地の保全・確保	街づくり推進課	
			2) 工場敷地内の緑化の推進	環境政策課 企業立地課	
			3) 宅地等の開発における緑地の確保	街づくり推進課	
			4) 緑のネットワークの形成	街づくり推進課 建設課	
	5) 緑化に対する意識の啓発		街づくり推進課		

参 考 资 料

1. 田原市環境基本条例

平成 8 年 12 月 25 日

条例第 18 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担の下に人の活動による環境への負荷をできる限り低減することによって、持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みが必要とされる場合には、国、県、近隣市町村その他関係機関と協力して行うよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(公表)

第 6 条 市長は、毎年、環境の状況に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策の策定等に係る指針

第 7 条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確

保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境が確保されること。

(2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 地域の歴史的、文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

第3章 環境保全計画

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する計画(以下「環境保全計画」という。)を定めなければならない。

2 前項に規定する環境保全計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ田原市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境保全計画の変更について準用する。

第4章 環境の保全のための施策

(規制等の措置)

第9条 市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるよう努めなければならない。

(助成措置)

第10条 市は、市民又は事業者が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための適切な措置を行うことを助長するため、適正な助成を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第11条 市は、環境の保全のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第12条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が、環境の保全について理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環

境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査、監視等)

第15条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、並びに監視等の体制の整備を図るよう努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第16条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため田原市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第17条 審議会は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員

2 学識経験のある者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第18条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第20条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、そのつど専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、所管担当課において処理する。

第6章 委任

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(田原町公害対策審議会条例の廃止)

2 田原町公害対策審議会条例(昭和 46 年田原町条例第 5 号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年田原町条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(田原町公害防止条例の一部改正)

4 田原町公害防止条例(昭和 49 年田原町条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 17 年 9 月 22 日条例第 79 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2. 田原市環境保全条例

平成 28 年 3 月 23 日

条例第 5 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、田原市環境基本条例(平成 8 年田原町条例第 18 号。以下「基本条例」という。)第 2 条に定める基本理念に基づき、公害の防止のために必要な措置を講ずることにより、市民の健康の確保及び環境への負荷の低減を図るとともに、市、市民等及び事業者の協働による快適で清潔な生活環境の保全及び地球温暖化の防止に関する施策を推進し、もって本市の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となる物をいう。
- (5) 犬、猫等 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 44 条第 4 項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 温室効果ガスの排出の量の削減等 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 2 条第 2 項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、公害の防止に努め、市民の健康の確保、生活環境の保全及び地球温暖化の防止を図るため、必要な施策を実施するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、その日常生活において、生活環境の保全及び地球温暖化の防止に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害及び生活環境の保全上の支障を防止するため、自己の負担と責任において必要な措置を講ずるとともに、地球温暖化の防止に取り組み、市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、その管理に係る工場又は事業場の敷地内において緑化を推進し、環境の美化に努めなければならない。

第2章 公害の防止

(公害防止に関する施設の整備等の推進)

第6条 市長は、良好な生活環境を確保するため、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進しなければならない。

(公害防止協定)

第7条 市長は、公害を防止するために必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する方法、基準その他必要な要項を内容とする協定(以下「公害防止協定」という。)を締結するものとする。

2 事業者は、市長の求めに応じ、公害防止協定を締結し、当該協定事項を誠実に履行しなければならない。

3 市長は、公害防止協定を締結するに当たり、あらかじめ基本条例第16条に規定する田原市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、公害防止協定が締結されたときは、その内容を市民に公表するものとする。

(監視、測定等)

第8条 市長は、公害の状況を把握するために必要な監視、測定等を行うとともに、公害の防止のための措置を適正に実施するための体制の整備に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する監視、測定等の結果を公表しなければならない。

(知識の普及等)

第9条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

(苦情の適切な処理)

第10条 市長は、公害に関する苦情を適切に処理するように努めなければならない。

(事故等の報告)

第11条 事業者は、事故等の発生により当該工場又は事業場から、公害の原因となる物質等を発生させ、人の健康又は生活環境に被害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(小規模事業者に対する助成等)

第12条 市は、市長が規則で定める小規模事業者が行う公害の防止のための施設の整備等について必要な指導又は金融上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

第3章 生活環境の保全

(空き缶等の散乱防止)

第13条 市民等は、空き缶等をみだりに公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所(以下「公共の場所等」という。)に捨てるなどし、これを散乱させてはならない。

2 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、空き缶等を捨

てられないようにするため、その占有し、又は管理する場所の適切な管理に努めるものとする。
(犬、猫等のふんの適正処理)

第14条 犬、猫等を所有し、又は占有する者(以下「犬、猫等の飼い主」という。)は、当該犬、猫等のふんを公共の場所等に放置してはならない。

2 犬、猫等の飼い主は、当該犬、猫等を公共の場所等に連れ出すときは、ふんを回収するための容器等を携行するよう努めるものとする。

(悪臭の防止)

第15条 市、市民等及び事業者は、日常生活及び事業活動に伴って発生する悪臭により、周辺の生活環境を損なわないようにしなければならない。

(草木の管理)

第16条 土地所有者等は、その占有し、又は管理する場所の草木が外部に侵出することにより、周辺の生活環境を著しく害することがないように、適切な管理に努めるものとする。

(重点区域)

第17条 市長は、空き缶等の散乱防止及び犬、猫等のふんの適正処理を推進するため、特に生活環境を保全する必要があると認める区域について、空き缶等散乱防止重点区域又は犬、猫等のふんの適正処理重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の住民、関係団体等の意見を聴くものとする。

3 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を公表するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(指導又は勧告)

第18条 市長は、第13条第1項、第14条第1項、第15条及び第16条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

(命令)

第19条 市長は、重点区域内において、前条に規定する勧告を受けた者(第13条第1項又は第14条第1項の規定に違反した者に限る。)が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第20条 市長は、第18条に規定する勧告を受けた者(第15条の規定に違反した者に限る。)が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所(法人にあつては、主たる事業所の所在地)及びその違反の状況を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

第4章 地球温暖化の防止

(地球温暖化対策の推進)

第 21 条 市、市民等及び事業者は、地球温暖化防止のため、エネルギーの効率的な利用、環境への負荷の少ないエネルギーへの転換及び資源の循環的な利用により、温室効果ガスの排出の量の削減等に努めなければならない。

(市、市民等及び事業者の取組)

第 22 条 市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定し、市の区域内における温室効果ガスの排出量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成するため、施策の実施に努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、日常生活及び事業活動において、温室効果ガスの排出量の削減のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する削減目標を達成するための施策に協力しなければならない。

第 5 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第 6 章 罰則

(過料)

第 24 条 第 19 条の規定による命令に違反した者は、2 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(田原市公害防止条例の廃止)

2 田原市公害防止条例(昭和 49 年田原町条例第 26 号。以下「公害防止条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に公害防止条例第 8 条の規定に基づき締結されている公害防止協定(同条例附則第 1 項及び第 2 項の規定により当該公害防止協定とみなされたものを含む。)は、第 7 条の規定に基づき締結した公害防止協定とみなす。

附 則(令和 3 年 12 月 22 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 田原市環境保全計画改訂委員名簿

氏 名	区 分
眞木 泰弘	地域代表
小川 守	地域代表
森下 宰	事業者（建設）
渡邊 幸久	事業者（農業）
功刀 由紀子	学識経験者
松本 はつ子	環境実践グループ
鈴木 友子	環境保全委員
柴田 高宏	行政代表

4. 田原市環境保全計画改訂版策定経過

令和5年7月 5日	第1回田原市環境保全計画改訂庁内検討会議
9月12日	第2回田原市環境保全計画改訂庁内検討会議（書面開催）
9月27日	第1回田原市環境保全計画改訂検討委員会
10月17日	第3回田原市環境保全計画改訂庁内検討会議（書面開催）
11月 6日	第2回田原市環境保全計画改訂検討委員会
12月12日	
～令和6年1月12日	田原市環境保全計画改訂版（案）パブリックコメント募集
2月 2日	第3回田原市環境保全計画改訂検討委員会（書面開催）
2月 6日	田原市環境審議会への諮問
3月19日	田原市環境審議会からの答申
3月末	公表

田原市環境保全計画

改訂版

令和 6 年 3 月（中間改訂）

発行◆田原市

編集◆市民環境部環境政策課

〒441-3492

田原市田原町南番場 30 番地 1

TEL 0531-23-3541

FAX 0531-23-1832